

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成28年10月11日

時 間：臨 時 会 終 了 後

富岡町役場 桑野分室

開 議 午前10時55分

出席議員（14名）

議 長	塚 野 芳 美 君	1 番	渡 辺 英 博 君
2 番	高 野 匠 美 君	3 番	渡 辺 高 一 君
4 番	堀 本 典 明 君	5 番	早 川 恒 久 君
6 番	遠 藤 一 善 君	7 番	安 藤 正 純 君
8 番	宇佐神 幸 一 君	9 番	山 本 育 男 君
10 番	高 野 泰 君	11 番	黒 澤 英 男 君
12 番	高 橋 実 君	13 番	渡 辺 三 男 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	宮 本 皓 一 君
副 町 長	齊 藤 紀 明 君
副 町 長	滝 沢 一 美 君
教 育 長	石 井 賢 一 君
参 会 計 事 管 理 兼 者	佐 藤 臣 克 君
参 總 事 務 課 兼 長	伏 見 克 彦 君
企 画 課 長	林 紀 夫 君
税 務 課 長	三 瓶 雅 弘 君
参 健 康 福 祉 課 兼 長	猪 獅 隆 君
住 民 課 長	植 杉 昭 弘 君
参 安 全 対 策 課 兼 長	渡 辺 弘 道 君

参 事 兼 産 業 振 興 課 長	菅 野 利 行 君
復 興 推 進 課 長	深 谷 高 俊 君
復 旧 課 長	三 瓶 清 一 君
教 育 総 務 課 長	石 井 和 弘 君
いわき支所長	小 林 元 一 君
拠点整備課長	竹 原 信 也 君
統括出張所長	三 瓶 直 人 君
参 事 兼 生 活 支 援 課 長	林 志 信 君
主 幹 兼 企 画 課 長 補 佐	本 宮 幸 治 君
健 康 福 祉 課 長 補 佐 兼 福 祉 係 長	佐 藤 邦 春 君
復 興 推 進 課 長 除 染 対 策 係 長	坂 本 隆 広 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 和 久 君

職務のための出席者

議 会 事 務 局 長	志 賀 智 秀
議 会 事 務 局 係 長	大 和 田 豊 一
議 会 事 務 局 係 主 任	藤 田 志 穂

説明のため出席した者

【案件5. 除染の進捗について】

環 境 省 福 島 環 境 再 生 本 部 長	坂 川 勉 君
福 島 環 境 再 生 事 務 所 放 射 能 汚 染 廃 棄 物 対 策 第 一 課 上 席 廃 棄 物 対 策 官	堤 達 平 君
福 島 環 境 再 生 事 務 所 放 射 能 汚 染 廃 棄 物 対 策 第 一 課 建 物 解 体 廃 棄 物 処 理 推 進 室 長	中 川 正 則 君

福島環境
再生事務所
除染対策第一課長

須田 恵理子 君

福島環境
再生事務所
除染対策第一課
事業管理専門官

中川 春菜 君

環境省福島環境
再生事務所
県中・県南支所長

中西 昭弘 君

福島環境
再生事務所
県中・県南支所
首席除染推進官

赤羽 郁男 君

福島環境
再生事務所
県中・県南支所
首席廃棄物推進官

藤田 宏篤 君

付議事件

1. 第3の道アクションプラン素案について
2. 総合福祉センター復旧工事について
3. 総合体育館災害復旧工事について
4. 除染検証委員会報告について
5. 除染の進捗について
6. その他

開 会 (午前10時55分)

○議長（塚野芳美君） それでは、ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局長、庶務係長、庶務係主任であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。
町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、臨時議会に引き続き全員協議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、第3の道アクションプラン素案について、総合福祉センター復旧工事について及び総合体育館災害復旧工事について、並びに除染検証委員会報告についての4件を町側からご説明するとともに、除染の進捗について環境省から説明を受けるものです。いずれの案件も町の復旧、復興事業に関する非常に重要な案件でありますので、議員各位と情報の共有を図ってまいりたいと考えております。議員の皆様の貴重なご意見をお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、第3の道アクションプラン素案についての説明を企画課長より求めます。
企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） お疲れさまでございます。本日は、策定作業を進めてまいりました人と町とのつながりアクションプラン（案）について、ご説明をさせていただきたいというところでございます。説明は座ってさせていただきます。

人と町とのつながりアクションプランにつきましては、本年3月、町外生活サポートと富岡とつながるふるさとづくりとを柱としてお示しいたしました計画骨子に基づき、町内において横断的な議論を繰り返し取りまとめたものでございます。本日議員各位にご説明を申し上げ、ご意見を伺い、来月には実施計画として町民の皆様にお示ししてまいりたいと考えているものでございます。

説明の詳細は、担当より申し上げますが、前段にこの実施計画策定の意味や意図するところについて私より申し上げさせていただきたいと思います。昨年策定した第2次災害復興計画では、町民の皆様の多様なお考えやさまざまご事情を尊重すると、帰町に関する町の基本的な考え方をお示ししたところでございます。一方で、早期の町内生活を望まれる方々がおられることや本格的な復興の第一歩を踏み出すためには避難指示を解除し、帰還を開始することが必要であるとの考え方、平成29年4月の帰還開始を目指すというふうにもいたしたところでございます。

しかしながら、我々にとっての生活再建は我々の状況、状態が年齢や家族の状況などにより多様でございまして、避難指示が解除され、帰還が開始されたことで全て解決するという単純なものではありません。その解決には、相当の時間が必要であると私どもも認識しているところであり、このことから我々の基盤となるふるさと富岡の再生、維持とともに、さまざまご事情から町外での生活を選

択せざるを得ない方々へのサポートや町とのつながり保持が必要と、この実施計画の策定を検討してまいりましたところでございます。

この実施計画、人と町とのつながりアクションプランは、町民一人一人の思いや判断を尊重し、どの道を選ぼうとも、いつまでもふるさとがふるさとであり続け、ふるさとつながっていると実感できる、そしてふるさとへの思いを未来につなげる、このことが大事であるという思いをもとに現実的に今できる、または実施の可能性がある事柄をまとめさせていただいたというものでございます。

町といたしましては、この実施計画に基づき行われる事業と復興拠点整備事業など、これまで取り組んでまいりましたことなどが相まって町民一人一人が生き生きと生きる姿を取り戻すことができればと考えておりますので、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

前置きが長くなりましたがれども、計画内容の詳細について企画課主幹、本宮より説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君）　主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君）　それでは、私から人と町とのつながりアクションプランの内容についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、この計画の構成でございます。お手元に配付させていただいている冊子状の資料の表紙の下段に記載しております目次にありますとおり、はじめに、町外生活サポート、富岡とつながる“ふるさと”づくりの3つで構成しております。

まずははじめにとしまして、この計画の趣旨と位置づけ、基本方針と柱とする取り組み、計画期間についてお示ししております、その後この計画の基本方針でございます町外生活サポートと富岡とつながる“ふるさと”づくりのそれぞれについて、それぞれそれらを具現化するための各種取り組みについてお示ししております。なお、この計画での各種取り組みにつきましては、既に実施されているもの、これから実施しようとするもので、随時議員の皆様にご説明しているものが多くございますので、これらのことにつきましては項目または概要のみの説明とさせていただきたいと思いますので、ご了承くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、2ページ目、3ページ目をお開きいただきたいと思います。まず、この計画の趣旨でございますが、2ページ目に記載のこの計画が示すものとしまして冒頭にお示ししております。この部分については、全文を読み上げさせていただきたいと思います。「私たちがこれから“どこで”、“どのように”生活していくかは、年齢や家族の状況に応じて多様であり、避難指示の解除により単純に決められるものではありません。そのため、町民一人ひとりの復興のために、私たちは、町民それぞれが選ぶ生活を互いに尊重することとしています。しかし、町を再生させ、私たちのふるさとを未来につないでいくためには、町内外を問わず、富岡を想う人々全ての力が必要です。一方で、町を再生させ発展させていかなければ、町内居住の有無を問わず、町民一人ひとりの生活をサポートし、“心”を復興していくことはできません。この計画では、「町民一人ひとりの“心”的復興」と「“ふ

るさと富岡”の復興」が表裏一体であることを再確認します。そして、この計画に基づき、避難指示解除後も町外で生活せざるを得ない町民のサポートを継続し、さらに町とのつながりを保ちながら一緒に“ふるさと富岡”を未来につなげていくための仕組みづくりや環境づくりに取り組みます。」とさせていただいております。

次に、2ページ目下段にはこの計画が富岡町災害復興計画（第二次）で提示した第3の道、またはつながりに関するアクションプランであることを計画の位置づけとしてお示ししております。

そして、3ページ目にこの計画の2つの基本方針と取り組みの5つの柱を掲げ、下段のほうに当面5年間の計画期間と復旧、復興の状況や各施策の評価等により、これらを隨時見直すことをお示ししております。

4ページ目、5ページ目をお開きください。ここから9ページ目にわたって、1つ目の基本方針である町外生活サポートの各種取り組みについてお示ししております。4ページ目では、町外生活を総合的にサポートする体制として、郡山市といわき市を拠点としたサポート体制の構築に加え、町民の利便性を図るための各種証明書のコンビニ交付システム、そして県外での体制を福島県が設置する生活再建支援拠点と連携して対応することをお示ししております。また、5ページ目では町外生活を支えるコミュニティづくりとして、上段の町外サロンを初めとした交流しやすい環境づくりと下段の自治組織やコミュニティー団体への助成金交付を初めとした活動支援の取り組みをお示しております。

6ページ目、7ページ目をお開きください。6ページ目は、前のページからの続きとしまして町外生活を支える仮設住宅から恒久住宅への移行支援の取り組み、7ページ目上段の事業再開支援、同じく下段の見守り・健康づくり・子育て支援の取り組みを充実または継続させながら安心した町外生活が送れるよう、きめ細かな取り組みを進めることとしております。

それでは、8ページ目、9ページ目をお開きください。8ページ目は、町外生活サポートの2つ目の取り組みの柱であります放射線に対する健康サポートの取り組みについてお示ししております。ここに記載のとおり、県と連携した各種検査とさきに締結しました長崎大学との包括連携協定を活用したりスクコミュニケーションにより、放射線に対する健康を総合的にサポートすることとしております。次に、9ページ目には町外生活サポートの最後の取り組みの柱であります町内不動産の利活用サポートの取り組みをお示ししております。ここでは、町民の関心も徐々に大きくなってきておりますいわゆる空き家・空き地バンクの取り組みとハウスクリーニングに対する助成など、先行して実施しております住宅環境回復支援や町内不動産の維持管理に対する各種取り組みをさらに進めることとしております。

以上申し上げました3つの柱と、それぞれの取り組みの継続や充実により、町外で生活せざるを得ない町民を総合的にサポートしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、10ページ、11ページ目をお開きください。ここからは、この計画の2つ目の基本方針

である富岡とつながる“ふるさと”づくりの取り組みでございます。まず、10ページ目にはこの基本方針の考え方をお示ししております。下段のコラムにありますとおり、まずは富岡に住む、住まないを問わず、さまざまな人が活動できる場としてにぎわうような環境整備をしながら、帰還した町民、町外で生活する町民、新たな町民が手を取り合って富岡を支えていくという姿勢をお示ししております。そして、その取り組みの柱として富岡への関心、富岡との交流、富岡への参画、この3つを掲げてございます。

次の11ページには、さきの常任委員会においてもご報告しましたとおり、この基本方針に基づくさまざまな取り組みをあらゆる人々のつながりにより、時に主導し、また時にサポートしていく重要な民間主体の組織について、その概要をお示ししております。

次に、12ページ、13ページをお開きください。まずは、富岡とつながる“ふるさと”づくりの1つの柱でありますふるさとへの関心でございます。ここでは、ページ冒頭にありますとおり、あらゆる人々が富岡を面白い、知りたいと思ってもらえるような町の魅力を発信する取り組みとして、さまざまな手段、方法による効果的な情報発信と、13ページ目にありますアーカイブの取り込みをさらに充実させていくこととしております。主なところでは、12ページの中段にあります富岡町公式スマホアプリを平成29年4月に配信できるよう現在開発作業を進めているものを初め、とみっぴーのさらなる活用、13ページ目中段にありますアーカイブ施設の検討や町民参加型のアーカイブ事業への展開を図っていこうとするものでございます。

続きまして、14ページ、15ページ目をお開きください。富岡とつながる“ふるさと”づくりの2つの柱でありますふるさとへの参画・交流でございます。ここでは、富岡と交流しやすい環境づくりや富岡を応援する仕組みづくりとして、14ページ上段にあります郷土文化の再生と継承を図るためのハード、ソフト両面での取り組み、同じく下段にありますいわゆる二地域居住や二地域活動のための交通の利便性向上を初めとした総合的な取り組み。15ページ目、上段にあります新たな産業団地構想を初めとした産業や雇用の創出と町内事業再開支援、同じく下段にありますとみおかサポーター制度や地域保全活動の推進、またはふるさと納税がしやすい環境づくりなど、町外からでもふるさとを支えられる取り組みを進めることとしているものでございます。

最後になりますが、計画の巻末にコラムとして住民票の取り扱いと税金の方向性をお示ししております。第2次復興計画におきましては、帰還する、しないの二者択一だけではない復興のあり方の象徴として第3の道というものを提示し、どの道を選んでもふるさとに誇りを感じ、富岡とのつながりを保ち続けられる町、これから加わる仲間も居心地よく親しめる地域を目指してというスローガンのほうを掲げさせていただきました。今回策定を進めておりますこの計画により、第2次復興計画のスローガンの実現に向けた取り組みを進めて、町外で生活を続ける町民へのサポートとその方たちとのつながりを基礎とした町の再生、発展を進めていく考え方でございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 3ページのところなのですが、町外生活のサポートというところがあるわけですけれども、最初の枠の中で町外での窓口業務を初めということで、下の計画期間が28年度から32年度の5カ年。それで、次のページ、4ページのところに町外生活の総合サポートということで、町外サポート体制のイメージということで、郡山、いわきを核とする町外の役場事務所は継続しますとなっているのですけれども、この辺の大枠、郡山、いわきということになっていきますと、そのほかの三春の体制とか、そういうのが今後どういうふうになっていくのかということをお聞かせください。

それから、同じように5ページのところでコミュニティーで、サロンとかカフェ等が出ているわけですけれども、これは現在のものをこのままある程度この5年間は継続していくのか、それとも5年の間に見直しをしていくのかというような大枠の方向性はどういうふうになっているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塙野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、前段の役場、それから郡山等での事務所の部分についてお答えをいたします。

平成29年4月解除にかかわらず、役場庁舎については富岡に戻るというところはもうお話をしているところでございます。それに伴いまして、郡山市につきましては事務所の規模を縮小し、支所というような扱いで富岡、それからいわき支所、郡山支所というような形になります。大玉、それから三春出張所につきまして、現在避難先の市町村との調整を行っているところでございまして、そこで何らか結果を得られましたら、その次のステップに進みたいなということで今やっているところでございます。方針としましては、縮小というようなことでこれは考えてございます。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） それでは、サロンの今後の運営につきましてご回答させていただきます。

まず、県内5カ所に、いわき地区3カ所、それから福島市、郡山市で計5カ所の交流サロンを設けてございますけれども、これらの運営につきましては今のところ来年度も継続していきたいと考えております。今後の運営につきましては、サロンの利用者の声等を伺いながら検討をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 5年間の間にどうなるのかというようなことは、まだちょっとはつきりして

いないのかとは思うのですが、やはり町外、町とのつながりというところでいきますと、この辺の大枠は早急にある程度、これ今素案の段階だと思うのですけれども、やはり町民の一番気になるところですので、その辺のところをもうちょっと先に進めていただければなと思いますので、これは要望にさせていただきます。

それから、今度9ページに町内のが出てくるわけですけれども、町内不動産の利活用サポートということで空き家・空き地バンクもとみおかプラスでやっていくということなのですが、実際に解体の申請の希望が出ているものと建物の数等考えれば、ある程度相当数町内にも家は残ろうかと思うのですけれども、具体的にちょっとよくイメージが湧かないのですけれども、ほかの町とかほかの市町村でやっているような形で自分で使いたい人と他人に使わせたい人ということがあると思うのですけれども、この空き家・空き地に関しては大枠どのようなサポートの方法で考えているのか、ちょっとお聞かせいただけませんか。

○議長（塚野芳美君）　主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君）　それでは、空き家・空き地バンクについてお答えさせていただきたいと思います。

現在イメージとしましては、議員おっしゃるとおり近隣の市町村で既に行われているような空き家・空き地バンクのところをイメージしながら今調整を進めているところでございます。機能としましては、ここに記載のとおり、売りたいですか、貸したいと思っている方の不動産のものと、あとそれらを買いたいですか、借りたいですか、そういったところのマッチングをするというようなところを基本とした事業の構築。そういう方向性で、今細かい調整を進めているところでございます。

○議長（塚野芳美君）　6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君）　空き家をどういうふうに有効に使っていくかということは、空き家が廃墟にならないようにもいかなければいけませんので、その辺はいろんな形で、今後の話になろうかと思うのですけれども、やはり県のほうでも空き家に対する助成とかそういうのがありますので、そういう県でやっているものにプラスアルファで町でもそういう空き家を使う人に対して何らかの助成をするとか、そういうことも考えていかなければいけないと思いますので、その辺も今後検討していただきたいと思います。

それから、13ページ、とみおかアーカイブなのですが、これは今いろんな形でやっていただいているわけですけれども、デジタルの部分とか、レスキューの部分とか、記憶の保存とかということであるのですけれども、前から私のほうでも何回か言っているのですけれども、やはり建物とか建築物とか、富岡夜ノ森の桜、夜ノ森駅のツツジもそうなのですが、なくしてしまうと画像でしか残っていないと、やはりものが残せるという、これは建築物の文化遺産とか、産業の文化遺産とか、そういうことも含めて今の状況を見ますと、その辺のところが若干弱いような気がするのですけれども、そういう不動産、構築物とか建造物とかに対するアーカイブに関してはどういうふうにお考えなのか、ちょ

っとお聞かせいただけませんか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 前段の空き地・空き家の活用について、県、その他活用事業、助成事業等々あるというご指摘でございます。我々もそこの利活用を視野に入れながら事業については構築、それから実施してまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解、それからご指導をいただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） それでは、後段のアーカイブ施設等でございます。これにつきましては、現在建物のプロット作業は何力所か行ってございます。解体申請等々も上がってきていますので、所有者との調整を図りながら保存できるものを現物で保存するか図面で保存するか、それとも写真等で保存するか等々を検討している段階でございます。いずれにしましても、所有者の方々との調整も必要と考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 企画課長、県の補助メニューのほかに町独自の補助メニューはということについてはどうなのですか。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 空き家の活用について、町独自の、例えば助成事業をというような考えについては、現在そこまでは及んでいないところでございます。今後状況、それから状態、さまざまな皆様の動き方をちょっと見させていただきながら検討を加えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 齊藤副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 私からも補足してお答えします。

あくまでこのアクションプランは、冒頭説明ありましたようにつながりでありますとか、富岡を未来につなげていくための仕組み、環境づくりの方向性、考え方であります。今ほどご指摘いただいた例えば建物、アーカイブで言えば建物についてはどうか。あとは、空き地・空き家でもいろんな政策は今後考えられると思いますので、ご指摘いずれも含めてできるものであれば当初予算に具体化しておきたいと思いますし、そういう動きを今後ともご意見を踏まえてしていく。これは、あくまで方向性でありますので、これにとらわれることなくこういった視点を中心にしながらどんどん施策を充実させていくようなご理解をお願いしたいと。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君）　この中で2点ほど教えてください。

まず、ちょっとダブるかと思いますが、9ページの空き家・空き地対策の中で、私も議会でもお話ししましたが、この中で信頼ある宅建業者ということで上がっていますけれども、ただ書いてあるだけで、どのような基準でやっていくのか、もしそういう細かいことの基準をつくっていくのであれば方向性を教えてください。

あともう一点は、14ページ、これは本当のソフトの部門だと思います。この前町民の方からもお聞きしたのですが、これから魅力ある富岡をどうやってつくっていくのだという中の一つに入ってくるのかなと。14ページの祭り行事、イベントについてという形で。ただ、ソフト支援の中で震災前も結構町ではいろんな行事に支援はされていましたが、ただやっぱり行政ができる範囲と民間ができる範囲を考えると民間のほうは私はそういう面ではいいのかなと震災前は思っていました。そうすると、今回とみおかプラスの中において前回いろんなイベントの中に町の商工会、また商工関係の方のご努力、相当あったと思うのですが、それを思うとこれからどういう形でそういう関係の方との連携をとるのか教えてください。

○議長（塚野芳美君）　企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君）　まず、前段の空き家・空き地バンクの宅建業者の選定の基準ということでございますが、こちらについてもどういった、最終的には周辺の先行事例を見ましても実際に物件の調査ですか、そういう売買の仲介をするのは宅建資格を持った業者さんほうにお願いをするという形になると思いますが、そこについては当然町内の状況を一番よく知っている地元の業者さんというところを踏まえながら、例えば不動産関係のさまざまな団体がございますので、そういったところとどういった選定の仕方がいいかというところを今検討を進めているところでございます。ですので、その基準についてはもう少々お時間をいただければと思います。

あと、後段の郷土文化、魅力づくりのさまざまなソフト支援というところでございますが、当然震災前にさまざまな団体で尽力されてなされてきたというところがございますので、そういったところを基準にしながら11ページにございますような、こういう復興まちづくり会社とみおかプラスというようなところはそれらを補完する立ち位置として、その取り組みの中で時には主導しなければならない部分があるかと思いますが、基本的にはそういったところを補完するという形で連携のほうをつていければと考えているところでございます。

○議長（塚野芳美君）　8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君）　1つ目のほうにつきましては、今の説明で大体理解をいたしました。ただやっぱり周辺でも失敗例も相当あると聞いております。そういうのも踏まえながら、富岡に合った形の空き地・空き家バンクを進めていただきたいと思います。

それと、2番目については震災前を出すのも失礼かと思うのですが、必ずこういうイベント、お祭りについてはどうしても行政が太刀打ちできない場面というのが相当出てきております。富岡町にお

いては観光協会というものをつくり、そこの中で実際されたことが多かったと私は思っております。そうなってくると、やっぱり行政ができない部分を補うのは相当民間の活力が必要だと思うので、これから、富岡でも昔から商工会もありますし、今商工会もやっております。そういうのも踏まえて、常にそういう連携を持たなければいけないと思うのですが。今の説明もいただきましたけれども、これから今の商工会の現状を踏まえてどうやって持っていくかということをもう一度話せる範囲で結構ですが、お知らせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 前段のご指摘というか、ご意見につきましては既に始められている近隣市町村もございますので、その事例をよくよく吟味し、それから検討して臨んでいきたいと思います。

それから、後段につきましてはまずはおっしゃるとおり民間の力、住民の皆様の力ということは非常に大事なことで、さまざまイベントについては震災前よりその方々のお力をいただいて実施してきたというところもありますので、早い機会に、早い時期に、そのようなことができるような状態に持つていければというふうに思いますが、まずはその取りかかりとして、行政主導でまずは何か動きを出していきたいというところもございます。状況、状態によっては議員ご指摘のように早目にそのような状態に持っていくことが可能かとも思います。そのようになるように、議員各位にもご協力のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 後段のほうで、観光協会とか商工会というお言葉がございましたので、話せる範囲でということでございますので、状況を申し上げます。

商工会は、ご存じのように事業再開しておりますし、いろんな補助の問題とか税の問題でやられています。あと、町内にも帰られるという話も聞いておりますので、その辺は当然これまで以上に、事業者の方も再開というところまで進めばより一層その辺で協力体制をとっていきたいと思っています。

観光協会でございますが、ご存じのように今状況からいえば休止している状況です。あと、産業振興課のほうで当然事務の整理とかいろいろ、メンバーが散り散りになっておりますので、また会長が現在不在というような状況もございまして、そういったところでの事務の整理及び今後についても、うちで当然今後帰郷を前提として、あるいは今後のいろんなイベントとかお祭り、当然再開の方向に行くと思いますので、そういった状況を踏まえて、今後の観光協会どうするかということで理事の方々全員ではなかなか集まれないのですが、お話を今後の再開のほうに持つていきたいなというふうに今動いております。その間、プラスとか会社できますが、そういったところでの連携というのも当然最初から完全には動けないとは思いますので、連携をとりながらあわせてやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 7ページの生業と、あとは一番後ろの住民票はどうすればいいという、この2点質問させてください。

生業のほうなのですけれども、この説明を見ていると、どうも富岡に戻って事業を再開される方の支援サポートというふうに読み取れるのです。住民意向調査なんかも見てわかるように、戻りたくても戻れないという人もかなりいるので、生業はどちらかといえば富岡以外で昔の仕事をまた始めたい、事業を再開したい、そういう方への支援をどのような形で町はできるのか。国、県はいろいろ支援策を出していますけれども、いわきとか郡山とか県外とか、そういうところで事業を再開したいという人には手厚いというにはまだほど遠い、新規参入業者なんかを富岡では歓迎するような、もともと住んでいた人にはちょっと冷たいなというような支援策に見えるのですけれども、その辺は町はどのように考えるか。

あともう一点、一番後ろの住民票はどうすればいいということで、やはり法律では生活の本拠地となる市町村に登録すべきとうたってあります。当町の場合には、原発避難者特例法というので、今こういう状態でも、いわきにいても郡山にいても富岡の住所というのを持てるのですけれども、総合的に考えた場合にご自身の判断によりいすれば居住自治体に住民票を移さなければならない時期が来るのではないかと考えていると町では言っているので、この特例法というのは大体いつころまでこういう形を続けることができるのか。その時期が来たら、やはり町としては住民票は移すべきだと、そういうふうに考えているのか。この2点についてお答えをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 前段の生業についてでございます。

議員ご指摘の点については、前から町内外で補助金等々で格差があるのではないかというご指摘は受けてまいりました。その辺は、町としてもできる限り被災者という立場で同じようにというか、町外であってもやっぱり生業が成り立つようにしていただきたいということで要望はしております。ただ、残念なことにまだそういう形にはなっておりません。ご質問の中で、町独自でというお話もあつたのですが、実際に生業とか何かを再生していく、いろんなアシストというか、いろんなソフト面の支援はできるかもしれません、お金となるとなかなか町単独では厳しい状況にあると思っています。では、どうするのかということですが、やはり今当然官民合同チームも今後残っていくということでございますし、当然富岡は復興は今からでございますので、その辺やはり営業の再開という点で支援していくと言っておりますので、それはやはり町としてももっと積極的に町内外を問わず事業の再開についてはというような、いろんな状況の中で要望して実際に実現していくような方向に持っていくたいと思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） では、私のほうから後段の住民票についてお答えしたいと思います。

今議員からお話を頂戴しました住民票につきましては、民法上とか、あと裁判所の判例等でやはり生活の本拠地に置くものではないかということは言われています。しかしながら、繰り返しになってしまいますが、現在私ども原発避難者特例法という法律が震災の年にできまして、この特例法の対象市町村に含まれていることから、避難先に住民票を移さなくても避難先の市町村で同等の行政サービスが受けられるようになっております。こちらがいつまで続くかというお話ですが、まず法律上いつまでの期限という期限は持っておりません。またさらに、現在もう既に避難を解除している広野町、楢葉町につきましても、まだこの対象市町村の継続になっておることから、私ども富岡町の場合でも避難を解除したからといってすぐにこの対象市町村から外れることはないと想っております。なので、そこまではなかなか町民の方々も判断がしづらいところもあると思いますので、住民票を移さずにいていただいてもいいのかなとは思っております。ただ、しかしながらこの法律がなくなった場合、本当にいつなくなるかという話はまだ全然わからないのですが、その場合はやはりどうしても生活をしていくためにはその自治体に住民票を移さなければ生活しづらい場面が出てくるのかなと思いますので、そのときにはちょっと冷たい話になってしまいますが、ご自身の判断ということが出てくるものかなと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君） 済みません、私のほうから前段の7ページ目の書き方、生業の部分について誤解を与えてしまったのかもしれません、ここの取り組みについては決して町内に限定したものではなく、今ほど産業振興課長が申し上げたとおり、町内外問わず実施していく方向性を示させていただいておりますので、そういった町内に限ってしまうというような印象が持たれないように、例えば生業の下にあります「国、福島県と連携して事業再開」、ここの部分を町内外の事業再開ですか、そういう誤解のない表現に改めていきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 当然町内外なのです。やはりこの図を見ると、どうも富岡に戻って生業を再開する場合にはというふうに読み取れないこともないので、質問をさせてもらったのですけれども。結構今事業再開とか、新規事業とか、そういった国とか県の制度、支援金の制度を見ていると、やはり補助率に差があったり、そういうことが多いので、やはり富岡に住んでいた人をいかに助けてあげるか、支援するか、サポートするかがこのアクションプランだと思うのです。そういうことを考えれば、やはり復興副大臣なんかが来たときとか、そういうときにはぜひ事業再開できなくて困っている人がいるので、私しつこいようですけれども、やはりこういった一番の原因は東京電力にある

ので、国、県の補助金もさることながら、やはり住居確保損害のように事務所確保損害とか、店舗確保損害とか、そういう事業再開をするための、農家の方がよそに行っても農業できるようにトラクターとか耕運機とか、そういった事業再開できるような支援をぜひ東京電力も巻き込んで私はやるべきだと思うのです。賠償が絡まないで補助金だけでやろうといつても、これはかなり厳しいと思うのです。その辺を主幹はどんなふうに考えるか、後でお答えください。

あと、住民票に関してなのですが、今課長が言ったとおりだと私も思います。原発の避難者特例法がいつまで続くか、これは答えられないと思います。広野とか檜葉もまだその特例から外れていないと。やはり落ちつくまで、当分の間この特例法は生きるのかなと思うのですが、ずっと未来永劫それに守られるということはないと思うので、やはり町としても先ほど課長言ったように冷たいようですがと、やっぱり厳しいことも住民に対して伝えていかなければならないと思うのです。私らも覚悟を決めますから、やはりそういう時期が来たらば住民票は移すものだと。これは、やはり住民の方にも特例法がなくなったらば、現在生活しているところへ住民票は移すのだと、そういうことは知らせるべきかなと私は思いますので、その辺の考え方も聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 生業というか事業再開、町内外でのものですが、やはり先ほど申しましたように今後ともこれで終わりということではないと思います。先ほど申しましたように、官民合同チームの存続とかも含めましてあります。あと、これまでも実施してまいりましたが、各省、各大臣に対する要望については当然帰町する中でいろいろまた出てきますので、その中には当然生業という項目で入れていきたいと、強く要望してまいりたいと思っています。

あと、東京電力との賠償ですが、一つの考え方として住居確保損害等あるので、事業再開等についてもあるのかなと思いますが、この辺につきましては当然原賠審のほうできちっと方向づけをしていただかなければ当然補助にはなりませんので、その辺については原賠審について、ちょっと中身をどういうふうにしていってどのような形でやればいいのかというのをもう検討しなければならないと思いますので、その辺の方向性が可能であれば、そういったことについても原賠審に求めていきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） では、住民票の件につきましては、実は私ども住民票はどうすればいいのという質問は町政懇談会等ではたまに受けてはいたのですけれども、このように文書で示すのは今回が初めてになっています。この住民票の問題につきましては、私ども近隣町村の住民課長会議の中でも今話題になっておりまして、なるべく町民の皆様が混乱を招かないように近隣町と調整を図りながら周知をしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） それでは、生業のほうのみ3回目の質問をさせてください。

課長のほうから原賠審とか官民合同チームとかというお話ありました。官民合同チームは、大体事業者を2回り、3回りくらいもうしています。かなりフットワーク軽くやっています。ただ、事業者から出た意見を酌み取って、それが施策に反映されているかというと疑問があるのです。かなりの事業者から事業再開したい、ただ富岡ではないよ、浪江ではないよ、大熊ではないよという意見は出ていたにもかかわらず、出てくる施策がやはり予算との関係を鑑みたような施策しか出てきていないということから見れば、やはり官民合同チームが動いているからいいのではなくて、官民合同チームが聞き取った結果を政策に反映させて初めてあるのだよということになるので、それがちょっと反映されていないところに疑問を感じます。

あと、原賠審。原賠審から出てこないと何にもできない。これは、東京電力も国の指針に従ってお支払いをするということで、原賠審に対してやはり嘆願というか、町が行って原賠審が嘆願書を受け取るということはないかもしれませんけれども、賠償の責任者が経済産業省であれば、経済産業省とか文科省に対してはやはりかなりの人が、富岡に戻れない方の事業再開が困っているよというような要望、これはやるべきだと思うのです。その辺をまた答えてくださいと言っても厳しいので、要望して終わりますから、お願ひします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） 1点ほど。一番「はじめに」のところのこの計画が目指すものところで、一番後段のところになると思うのですが、「この計画に基づき、避難指示解除後も町外で生活をせざるを得ない町民のサポートを継続し」なんていう文言が入っていて、3ページの計画期間を見ますと、当面という言葉は入っておりますが、5年間で計画期間としているということを見ると、何となく5年で終わってしまうのかなというふうに感じてしまうのですが、そのあたりのお考えは。

○議長（塚野芳美君） 企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君） お答えいたします。

当然いわゆる第3の道ですか、つながりの取り組みというのは5年で終わるものではなくて、永遠と言っては大げさですが、ずっと続けていかなければならないものだと考えております。ただ、ここに記載のある、冒頭課長が申し上げたような今できるもの、できる可能性のあるものとして当面5年間という表現をさせていただきましたが、この取り組みについては町の再生であったり、あとは住民の方の心の復興だったり、そういったところを考えればずっと続けていく必要があるものというふうに認識をしているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 今ほど主幹が申し上げましたとおりでございますが、全体としてこの計

画、例えば復興拠点整備計画のようにハードが中心でかっちりこの時期までこれをと、なかなかこれを示せないというもの、性格的にそういうものでございます。ということでございますので、状況や状態、それから町内の状況、状態もありますけれども、町民皆様の状況、状態によっては、柱は柱として守ってまいりますが、枝葉の事業であったり考え方であったりというのは随時見直していくかなければならぬと考えておりますので、今後ともこの計画については皆様のご意見、それからご指導を賜りたいというものでございます。随時見直していくというものでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） これが全てではなくて、これに基づいていろいろと施策を展開していく、いかに町民の皆さんとつながりを町が保っていけるかということで、内容的には非常にうまくまとめさせていただいて、いろいろとつながりのできる政策を打ち出していけるのかなというふうに感じておるのですが、やっぱり期間としては今主幹がおっしゃったように5年ではなくてもっと長い時間かかると思ってくると思うのです。そういう中で、一生どこまでというのは何かしらの、何らかのタイミングでできなくなる場合、例えばさつきの住民票の問題とかもあって出てくるかもしれないのですが、やはりこれを見たときにもう少し長期間にわたって、またサポートしていきますよというものを感じられるようにしていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君） ありがとうございます。ご指摘のところを踏まえまして、例えばこの冒頭の趣旨のところですとか、その辺の表現をもうちょっと検討を進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 今回は、この人と町のつながるアクションプランということで初めて提出されましたが、全体的に私個人的に見させていただくと、非常にまとまっていてわかりやすく感じております。そんな中で、ちょっと細かいところなのですが、7ページのよりそいの高齢者サポート拠点なのですが、上から4番目に（仮）サポートセンター三春というふうにあるのですが、これは（仮）ということなのですが、新設されるのかどうかちょっとお伺いしたいのと、あともう一点、一番最後の税金のところなのですが、2番目の固定資産税なのですけれども、こちらに関して町民の方も大分気にされている方が多いと思うのですけれども、今大分解体されている方が多いということで、通常解体して更地になった場合、税金が6倍になるというふうになっているわけですけれども、先日ちょっとお伺いしたところ、何年間かは建物があるとみなして課税なんていう話も聞いているのですけれども、それがもし決まっているのであれば、ぜひこの欄に1カ所入れていただきたいと思うのですけれども、その辺2点お伺いします。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 第1点目の7ページの（仮）サポートセンター三春の件についてご説明申し上げます。

ご存じのとおり今三春町の平沢地区に災害公営住宅をつくっておりまます。その災害公営住宅にあわせて集会所とサポートセンターを県が建設してくれるということで、現在熊耳にあるサポートセンターを移転するような形に今計画しております。まだ県が整備しております、時期的には12月ぐらいにはなると思いますけれども、そのような形できちつとした名称がうたえなかつたというところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） 固定資産税の件についてお答えします。

家屋が建っていることにより、200平米まで5分の1、これが課税標準だと6分の1の減額という形になっております。33年度まではその継続、建っていなくても継続になるということになっております。その表現をここに入れるべきではないかということなのですけれども、今回は4月に避難指示が解除された場合の税の方向性を示したことありますので、そちらのほうを入れることであれば、やぶさかではございませんので、どこか入れるところあればちょっと考えさせていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 今ほど税務課長のお答えもありましたが、全体の構成として、それからわかりやすさ、誤解がないようにということを考えながら内容について検討をさせていただければと思いますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 1点目の高齢者サポートの三春の件なのですが、これは県で設置するということで今お伺いしたのですけれども、運営のほうも県でやられるということで間違いないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） このサポートセンターにつきましては、県で整備をし、それで運営を町が行う形になります。ただ、運営費につきましては従来どおり県のほうから運営費を出していただく形になります。いわゆる熊耳でやっている、学校の中にあるサポートセンターですね、そのままこちらのほうに移転をするというような考え方になりますので、ご理解いただければと思っております。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 町で運営ということで、また町としても非常に大変なのかとは思うのですがこの計画自体は3ページにありますように5年間ということで、隨時見直しをするとはなっていますが、この中で社協でやられているところもありますし、富岡のほうでもこれからやっていくということもあるので、どんどん広がってきてているのが現実だと思うのですけれども、5年間国、県からの補助が出るのであれば何とかできるのではないかと思うのですが、先ほども交流サロンの件でお話がありましたけれども、先はまだわからないという答弁だとは思いますけれども、町民が利用する際に便利なことはわかるのですけれども、余り広げてしまって今度町に戻った方がおろそかになってしまふとか、そういうこともありますので、ぜひその辺も踏まえた上でこの計画の中に入れていただければいいかなとは思っていますので。やはり一番は、人材が不足するのが一番懸念されていますので、その辺も十分踏まえた上で考えていただければと思っていますけれども、いかがですか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） こちらにつきましては、基本的には現在の三春のサポートセンターが移転するという考え方で運営をしていくことには変わりはございません。運営の期間につきましても、この中には今ご指導いただいたとおり社会福祉法人、それから社会福祉協議会、それから賃借でやっているものもございますので、29年度も継続して運営してまいりますけれども、今後は利用者数、そういう動向も見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） このアクションプランは、わかりやすく明確に全体をフォローしているのかなと思うのですが、例えば3ページの町外生活総合サポートということで先ほど説明ましたが、4ページを見ますと役場機能は町外拠点として郡山といわきは、規模はどの程度かわからないですけれども、残しますよと。実際町民は、残すということになると今の規模で残るのかなんて勘違いする人が出てくると思いますので、本来であればこの辺にきちんとどの程度で残すか、場所は同じところであれば同じところでいいですけれども、その辺もうたわれれば、町民はわかりやすいのかなと。

あとは、先ほど三春と大玉に関しては今調整中という言葉が出ましたが、当然三春、大玉も町民の人らは残るものだと思っていますので、その中で議員との懇談会の中でもちょっとそういう点は出ていましたので、どうするのだということで。その辺は、今調整中ということは残らない可能性もあるととれる部分もあるかと思いますので、この辺はもうどういうことがあっても残すような方向で町に努力していただきたいのです。それだって、やっぱりこの辺にこのくらいの規模でこういうふうに残しますよということをはっきりうたわないと、町民は当然ずっとあるものと思っている人のほうが多いですから勘違いを受けますので、その辺をきっちりうたえればありがたいなと思うのです。町

としても、町政懇談会の中で多分全地区を網羅していると思うのですが、そういう中でも多分出ていたのだろうと思うのですが、その辺の中身をお聞かせください。

あと、14ページ。12ページなんか見ますと、魅力発信ツールということで富岡町の桜とかツツジ、あととみっぴーとか今からもう発信していくんだろうと思って見ていましたが、郷土文化（祭り・行事・イベント）、14ページになるともうツツジは消えてしまっているのです。前にも議論しているように、JRさんとの兼ね合いで今大変な状況になっているということはわかります。そういう中で、やっぱりこういうところで本当に郷土文化、祭り、行事、こういうイベントの中で夜の森の桜まつりとか桜をアピールする中でも、やっぱりツツジも大々的に私はアピールしなくてはならないのかなと、私は絶対残していただきたいよということも言っておきました。あの会議から1週間ちょっとたっていますが、もう11月に工事が始まるということでしたので、あの会議の中のいろんな要望とか議員側の意見なんか耳に入っていると思いますので、その後会議を開いて残すような方向で、町のほうからも強くアピールしているのかどうか、その辺もお聞かせください。

あと、最後のコラムで住民票はどうすればいいのかということで、住民票はまさにここに書いてあるとおりなのかなと思うのです。法律の判例を見る限りということで書いてありますが、居住地に住民票をできれば置きなさいよということなのですが、これは普通の状況の中でだとこういう判例も当然だと私は思いますが、私たちは原発被災で全町避難させられているわけですよ。もう5年7ヶ月、早ければ6年過ぎて解除になろうかと思うのですが、やっぱりこれは町民のつかまりどころというのは、行政、町でしかないと思うのですね。例えばいわきに住もうが、郡山に住もうが、東京にマンション買って住もうが、その人たちは富岡町から住民票を持っていくよとはなかなか考えにくいのかなと。つながりを持つために残しておくという人もあるかと思うのですよ。だから、そういう考え方からいくと、これはもう今から何十年たっても、やっぱり特措法のその部分だけは残してもらわないと、我々勝手に出て行っているわけでも何でもないですから。ある時期、やっぱり自分で判断して、変えるのは、それは本人次第ですので。ただ、いろいろ郡山に住んだ、東京に住んだということで、そこに周りの雰囲気とか周りの法律的な問題とか、そういう部分で住みづらくなつて、どうしても移さなくてはならないというふうなことにしては私はまずいと思うのですよ。もう非は全くないわけですから。今特措法の中で、いわきに住んでも郡山に住んでも公共の部分はきっちと国が補填してくれているわけですから。それはもうずっと続けてもらわないと困ると。それをやることによって、住民票を持たないでどこの地区に住んでも、大きい態度はしなくてもいいですけれども、やっぱり心の中で公共料金はきっちと払っているよねという気持ちあれば少し安心できるのかと思いますので、その辺はきっちり、やっぱり町民に知らせていただきたいと私は思うのですが、どうでしょう。

○議長（塙野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、私のほうから1点目ございましたいわき、郡山の事務所の規模、それから場所等についてということでのご質問にお答えさせていただきます。

いわきにつきましては現在もございますので、場所としましては現在のところで規模的にも現在の規模でということで考えてございますが、郡山の規模、それから場所につきましては、現在場所につきましては現在の場所を使うのか、あるいは新たな場所に行くかというようなところで検討をしてございます。規模につきましても、ただいま検討中ということで、このアクションプラン作成までに結論、答えが出るかというと微妙なところでございます。もしアクションプランに間に合わないというようなことであれば、改めて町民の皆様にもしっかりとお伝えをしてまいりたいと考えております。

それから、三春、大玉につきましては先ほども申しましたが、避難先の三春町、それから大玉村と仮に廃止といいますか、郡山に統合というようなことになった場合の問題点、そういったところを今協議をしているところでございます。ここで問題がないということであれば、次のステップとして住民の方の意見も伺ってまいりたいというところでございます。

それから、JRのツツジにつきましては前回全員協議会で町の案としましてご提示いたしましたところ、全部残すべきではないかというようなお話をいただきまして、現在は構内のベクレルについて復興推進課のほうで測定をいたしまして今週、きょうあすにもその結果が出てまいるというような状況でございます。それから、残したままの除染、そのことについて仮にそういった除染を町からお願いした場合に、JR側からどんな条件がつけられるのかというようなところを現在調査しております、できれば今月中にも議会の皆様にも町の案というものを再度お示ししたいと考えているところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） それでは、住民票についてお答えしたいと思います。

住民票、通常でありますと町民の方、住民の方々が行政サービス、特に福祉関係や教育関係の行政サービスを受けるためには、住民票はやはり生活の本拠地に置くべきではないかなという判断はしております。ただ、議員がおっしゃるとおり今私どもは通常の状況ではございません。そのことから、国のほうでは原発避難者特例法を設けて住民票を移さずも避難先で同様の行政サービスが受けられるような法律をつくりました。私もやはり今通常の状態ではないことから、避難を解除としたからといってすぐにこの法律の登録市町村から抜けてしまうというのは、私もちよつとおかしいと思っていますので、これにつきましては先ほどちょっとお話をしたのですけれども、ほかの町村でも同じような問題が起きていると思います。ほかの町村ともちょっと話をした上で、できれば国のほうにも原発特例法についてどのように考えているかというのを、話を一度聞いてみたいと思います。その上で、例えばやはり国のほうでは私どもの状況がわからないような状況ありましたら、ほかの市町村とも協力をしながら国へ私どもの現状を知らしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 1点目の窓口業務とか役場機能に関しては、いわきはあのままで存続したいと。郡山事務所に関しては、今この場所でいいのか、この場所でできるのか、ほかの場所も模索しながら今検討中ということですので、それは本来であれば町民側から見れば一日も早くそういう部分、三春事務所も大玉事務所もそうです、一日も早く残るのか、あるのか、ないのかで心の安心が出てくるのかなと思うのですよ。そういう部分から言いますと、この辺にはっきりうたわれば一番いいとは思うのですが、調整中の部分は相手もあることですから仕方ない部分ありますので、できるだけ早く出せるような検討をしていただきたいと思います。

あと、ツツジに関してはあの後またJRとは協議していないということですね。あの会議では、もう11月から工事、JRでは入りたいと言っていますので、早急に答え出さなくてはならないということだったのかなと思うのですが。また、ベクレルの数値はかりに入ったり、いろんな部分では努力してくれているのかなと思うのですが、その辺もやっぱり撤去してもいいよという人もいるし、絶対残せという人もいるから、どっちが多いかはアンケートをとらないとわからないと思いますが、70年も80年も、あれだけのものが年数をかけて育っているわけですから、やっぱり残すのが私は一番いいのかなと。ただ、管理面で残せないというのであれば下の1列を撤去して、そこにフェンス張ればJRの電車が運行していても安全に管理できるのかなという思いもありますし、とにかく全部とってはだめだということではなくて、下の1列くらいはしようがないから、あの部分はやっぱりどんなことあっても残すべきだと。これも同じですよ、やっぱり。原発事故によって、こういうふうな状況生まれたわけですから。除染だって全て人力になれば、倍の費用かかるかもしれないです。それは、当然環境省が出すべきだし、あとその後のメンテナンスに関しては当然JRはやらないと言うから町から予算よこせという話になろうかと思います。それは、やっぱり国の補助を仰いで半永久的にそういうものは出してもらうと。原発の放射能事故というのは、3年、5年でうたうことではないと思うのですよね。50年、100年でやっぱり考えればその辺は国の役目として、役割として私は当然だと思っていますので、よろしくお願ひします。

あと、住民票の問題は居住地に住民票を移すのが一番いいことだと私も思っています。ただ、それは本人が選択しますので、ただ居住地に移さないと生活できないような状況はつくっては絶対いけないと思うのですよ。そういうことですので、周りから白い目で見られてごみ出すなどうのこうのという問題いっぱい今まで起きてきました。今後もずっと続くと思うのです。これが法律撤廃されて、移さなければならぬような状況が生まれるようなことは絶対やってはいけないと思いますので、それは強く12市町村とか8カ町村の中できっちりやっぱりタッグを組んで国に要望していただきたいと。3年、5年の話ではないですから。もう50年でも100年でもそういうふうにしていただかないことには、やっぱり今避難した人たちが心痛んでしまいますよ。それでなくても、肩身の狭い思いをして生活しているわけですから。そういう部分をこのアクションプランにしっかりうたってもらうことが一番いいと思うのですが、間に合わない部分は今後努力してもらうとして、その辺をぜひお願ひします。

たいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参考兼総務課長（伏見克彦君） まず1点目の郡山事務所、それから三春、大玉の件につきましては、早急にお知らせできるように対応してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、ツツジの件でございますが、実は前回の全協が終わりましてすぐ後にJRのほうに電話をいたしまして、議会からはこういう意見をいただいたということはお伝えしてございます。仮に残したまま除染という場合に、いろいろなJRとしての条件というようなものを早急に聞いて、町の方針につなげていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） 先ほど議員のほうからお話がありましたとおり、町民の方々はやはり富岡町に思いがございまして、なかなか住民票が移せないという気持ちは十分わかっております。それを踏まえまして、まずは先ほどもちょっとお話ししましたが、繰り返しになりますが、まず国のほうに今回の法律についての動向について確認をさせていただきたいと思います。その上で、近隣町とちょっと話をしながら今後どうやっていこうかという形で進めていきたいなと思っております。

先ほどちょっとお話がありました今回のアクションプランにも、その旨ちょっと入れてほしいというお話がありましたが、まだこれについては不確定な情報ですので、今回はまずこの程度で出させていただければありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 済みません、本日さまざまご意見を賜りました。これら全てを計画書に盛り込むということは、なかなか難しいというところもございます。これは現実的に難しいこともありますですが、個別それから具体に皆様のご質問、それからご意見にお答えできるような府内調整は図っていきたいと思います。

また、当然のことですが、いただいた意見で計画書の一部文言等々を修正するということも必要だと今感じておりますので、その修正をした後、今月末には皆様に計画書としてご提示をしてまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 以上でよろしいですね、この件につきましては。

それでは、以上をもちまして付議事件1、第3の道アクションプラン素案についてを終わります。

午後1時まで休憩いたします。

休 議 (午後 零時13分)

再開 (午後 1時00分)

○議長 (塚野芳美君) 再開いたします。

次に、付議事件2、総合福祉センター復旧工事についての説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参考兼健康福祉課長 (猪狩 隆君) それでは、付議事件2の総合福祉センター復旧工事についてご説明させていただきます。

当事業につきましては、9月定例会前の総務常任委員会及び産業復興常任委員会においてご説明させていただいたところでありますけれども、本日はこれまで国及び県等の協議をしてまいりました内容に基づきまして、予定しております次回の臨時議会に提出案件に向けて改めてご説明させていただくものでございます。

説明は、健康福祉課課長補佐兼福祉係長の佐藤邦春が行いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 (塚野芳美君) 健康福祉課課長補佐。

説明員は着座で結構です。

○健康福祉課長補佐兼福祉係長 (佐藤邦春君) では、着座で説明させていただきます。それでは、総合福祉センター復旧工事についての資料をごらんください。

まず初めに、資料の訂正をお願いいたします。資料右側の真ん中あたりなのですけれども、主な工事概要の経年劣化の機械設備工事、その中の主な工事内容の「衛星器具設備工事」の欄でございますが、この衛生が人工衛星等の衛星になっておりますので、生活等の生に直していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、総合福祉センターにつきましては平成29年4月からの供用を目指し、復旧工事を実施いたします。工事目的、施設の概要につきましては、施設は昭和60年3月に建設されたRC2階建ての建物でございまして、建築面積は888.48平方メートル、延べ床面積は1,158.28平方メートルとなっております。

続きまして、財源及び復旧内容につきましては総合福祉センターの全被害を修理・修繕を基本に復旧していきます。財源につきましては、役場庁舎と同様に被害原因により3つに分かれています。1つ目は、震災による被害で地震により受けた被害等について実施するものでございまして、財源は災害復興特別交付税となっております。2つ目の経年劣化によるものの財源につきましては、一般財源でございます。3つ目の長期未使用による被害についての財源は、生活環境整備事業でございます。こちらの工事年度につきましては、いずれも今年度終了を目指しておりますが、1つ目の災害復興特別交付税と一般財源に係る部分につきましては平成29年度への繰り越しも可能となっております。

続きまして、資料右側の工事概要についてご説明させていただきます。まず、被害区分ごとに説明させていただきます。地震被害につきましては、主なものとしまして屋外整備工事としてアスファルト舗装復旧、白線引き。建築改修工事としまして、仮設工事、屋外給排水工事、タイル工事、左官工

事、ガラス工事があります。

続きまして、経年劣化に関するものでございますが、建築改修工事としてコンクリート工事、型枠工事、鉄筋工事、金属工事、内外装工事、塗装工事があります。電気設備工事といたしましては、電灯設備工事、こちらにつきましては小ホールや玄関照明のLED交換となっております。あと、続きまして機械設備工事につきましては冷暖房工事、こちらは事務所と小ホールの部分となっております。衛生器具設備工事、換気設備工事、屋内給排水工事、給湯設備工事となっております。

長期不稼働分につきましては、建築工事としまして屋上防水工事、木製建具工事、金属建具工事、内外装工事。電気設備工事としまして、電灯設備工事、受変電設備工事、引き込み設備工事、弱電設備工事、外灯設備工事等があります。あと、機械設備工事につきましては冷暖房工事、給湯設備工事となっております。

続きまして、スケジュールについてでございますが、こちらの工事につきましては標準工期が5ヶ月となっております。3つ目の長期避難に当たる部分です。生活環境整備事業のほうに係る部分につきましては、単年度での補助となっておりますので、契約については1つ目の地震災害の部分と2つ目の経年劣化による被害分をあわせた契約ということの契約と、あと3つ目の長期避難による被害の分の契約ということで2つの契約となります。この長期避難の部分が単年度補助という形になっておりますので、こちらを優先して復旧工事のほうを行っていきます。

説明については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、総合福祉センター復旧工事についてを終ります。

次に、付議事件3、総合体育館災害復旧工事についての説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） それでは、付議事件3、総合体育館災害復旧工事について私のほうからご説明をさせていただきます。着座にてご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、全員協議会資料ナンバー3をごらんいただきたいと思います。富岡町総合体育館は、東日本大震災により、地震によりまして建物の本体にクラック等や天井材に破損等が見受けられます。そのほか電気、機械設備などに被害を受けたほか、雨漏れや長期避難によりまして広範囲にカビなども発生しておる状況でございます。昨年建物全体の被害調査を行いました、今年度上半期で実施設計を行いました。社会教育施設としての機能回復を図るため、復旧工事を行いたいと考えてございます。なお、先月9月の29、30日と文部科学省及び東北財務局の災害査定を受検いたしたところでございます。財源につきましては、3分の2を文部科学省の社会教育施設災害復旧費補助金、残りの3分の1

を復興特別交付税を財源とするもので、災害査定の中で約1割認められなかつた部分がございますが、それにつきましては老朽化等による経年劣化の部分でございます。これにつきましては、一般財源で行うことを計画してございます。

工事の概要及び今後のスケジュールについて、ご説明をさせていただきます。資料の左側に主な工事概要と工程表、右側に平面図を記載しております。字が細かくなつて、大変申しわけございません。今回の復旧工事につきましては、1つ目としまして建築改修工事、赤字で記載のナンバリングしてあるものでございます。2つ目に電気設備工事、緑色で表示してございます。3番目に機械設備工事、青色の数字で表示してございます。大きくこの3種の工種となってございます。右側の平面図をごらんいただきたいと思います。まず、建築改修工事につきましては図面の上部に赤字で表示しておりますが、一番上が東側から体育館の外壁を見た図面になってございます。1つ目に外壁改修工事、2つ目に軒天井の改修工事、3つ目に1、2階の屋根の防水改修工事。図面の中ほどになりますが、アリーナの部分でございます。アリーナの天井の改修、5番目に観覧席天井改修工事、6番目に建具改修工事、これはドア等のふぐあいを直すものでございます。7番目に外構改修工事、これはスロープ及び正面の階段の補修でございます。図面右側の受水槽基礎工事につきましては、スポーツ交流館屋上にあったものの入れかえでございます。次に、電気設備工事につきましては緑色で表示してございますが、動力設備工事、受変電設備工事などになります。次に、機械設備については青色で表示してございますが、衛生器具設備工事、これにつきましてはトイレの改修でございます。次に、給水装置工事、これにつきましてもスポーツ交流館屋上にあったものを入れかえ、13、14は屋内外の排水設備工事、15番目は浄化槽の設備工事、16番目が機械室の撤去工事などが主な工事になります。

最後になりますが、今後のスケジュールにつきましては資料左側の表をごらんいただきたいと思います。現在工事発注に向けまして準備を進めておりますが、今月末に工事の契約を目指してございまして、契約後、建築改修工事、機械設備工事、電気設備工事に順次着手しまして、標準工期5ヶ月でございますので、この5ヶ月の工期で来年3月中の工事完了を目指すものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ほぼわかりました。外構工事に関してなのですが、外構工事に関して線量とかそういう部分、問題ないのかどうか。問題あるとすれば、舗装オーバーレイとか、いろんな方法あるのかなと思うのですが、室内に関しては線量は表と違ってずっと低いのかなと思うのですが、外構に関しては除染の本拠地になっていた部分もあろうかと思いますので、やっぱりタイヤにくっつけて引っ張っていったりしていると思うのです。そういう部分の線量は問題ないのかどうかお教えください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答えを申し上げます。

体育館前の駐車場につきましては、環境省のほうでホットスポット等の確認をしながら再除染を行う計画になってございます。線量につきましては、十分下げるようなことで計画しておりますが、まだホットスポットの除染には入ってございません。なお、前ご指摘を受けました総合体育館周辺の植栽等につきましては、根っこから引き抜くような作業をお願いしているところでございますので、極力線量は下げたいと思ってございます。なお、体育館前の駐車場の線量でございますが、体育館前入り口の部分で、体育館の正面につきましては0.5マイクロシーベルトです。そのくらいの線量になってございますが、より安心して使っていただくためにはまだまだ線量を下げるような作業を環境省のほうにはお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 体育館の前の駐車場でございますが、私ども現地のほうで空間線量率を測定しております。部分的にやはり高い箇所がございまして、例えば地下式の防火水槽がございますが、防火水槽の脇がちょうど排水溝がつながっていまして、そのあたりは面的に高いところがございますので、このあたりは舗装を剥いで復旧しなければならないと思っています。それから、当然舗装のクラックや打ち継ぎ目については全てフォローアップ除染ということで対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） わかりました。ホットスポット、またフォローアップ除染では明確な数字をうたっていないのです、幾らまで下げるよと。その辺はやっぱり町のほうから強く、ここまで下げてくれと。本来であれば0.23ですか、それが一番いいのでしょうかけれども、それは無理にしても、では0.4まで下げるとか、0.3まで下げるとか。それは、やっぱり強く町のほうから言わない限り、今環境省が行っている除染の流れに乗ってやっていってしまって終わりとなる可能性あると思いますので、その辺は町から強くその数値を決めてここまで下げてくださいという線でやっていただきたいなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） ありがとうございます。線量につきましては、なるべく下げるということで、基準の数値がなかなか難しいところがありますが、今週末に環境省の方と現地で打ち合わせすることになってございますので、その辺につきましては強くお話をていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） いつの会議でもなかなか数字は示せないで苦労しているのかなと。ただ、皆さんのお腹づもりとしては、ある程度持っていると思いますので、その腹づもりで結構ですので、とにかく強く要請してちょっとでも下げてもらうという努力方をお願いしたいと思います。要望しておきます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 3点ほど。

この図面にあるクラック関係。外から見た状態で、内部にどこまで入ってきているのか。外で1メートル確認できたとき、内側で建屋の中で50センチ来ているのか、同じく1メートル来ているのか。

それとあと、経年劣化の分。町持ち出しだということなのですが、ぴったりはいいですから、数字上どのぐらい持ち出しになるのか。

それと、外構改修工事の部分で玄関前のタイル関係、階段の。除染でどういうふうに管理していたかわからないけれども、目地の破損しているところもきれいに除染してあればいいのだけれども、破損そのままで多分従来だとコンクリ舗装でいえばクラックのところを芯割りして20センチでカッター入れて除染するとか、そういうやり方をしているのだけれども、見る限りタイルはしていないようなので、そこら辺はどうなっているのか。その3点。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） 済みません、外壁のクラックにつきましては、私もちょうど技術的なことがわからないのですが、多分工事に入っていた中での確認をしながらの作業になるのではないかなというふうに私もちょうど想像するのですが。

2点目でございます。経年劣化の部分ということで、この施設につきましては昭和58年に完成した施設なものですから、約33年経過してございます。その部分が今回の災害査定の中ではじかれた部分でございます。金額的には……

○12番（高橋 実君） 問題のないところの数字でいいです。

○教育総務課長（石井和弘君） はい。全体の1割ということでございまして、約2,000万円以内でございます。

あと、3点目の階段の外構でございますが、今回の工事に含まれてございますので、これは確認しながら進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 外構のクラックですけれども、これ目視でして、正確にははかっておりません。それで、現場に入ったときに詳しく調査をしまして対応してまいりたいと考えていますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 町持ち出しのやつはまあいいとしても、大体の総額がわかつていないと困るもので。

あと、構造上しっかり調べない状態で頭の金額、どうやって押さえるのだかわからないのだけれども。これ入札でやるのでしょから、設計書、図面に基づいて。それをきっちりやつていないと、後で従来の、今年度発注している施設と同じで変更増、変更増で何やつっていたのですかと皆さんを問いただすということではないのだけれども、私ら議員も困るのですよ。今の状態で、そういう答弁ですから、それはそれでいいですから、議会動議案件が係るような数字であれば、しっかりそのときに再確認をしますので、しっかりした答弁出せるようにしておいてください。

終わります。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） 当然被害調査を行いまして、実施設計行っております。躯体等については、問題ないということで報告を受けておりますので、きちんとした精査をしながら作業を進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件3、総合体育館災害復旧工事についてを終わります。

次に、付議事件4、除染検証委員会報告についての説明を復興推進課長より求めます。

復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 議員の皆様には、お疲れのところ恐縮ですが、これより先般10月4日に町に提出されました除染検証委員会報告書について、その概要を説明させていただきたいと存じます。

皆様ご承知のとおり、本委員会は平成27年9月に立ち上げてからこれまで9回の委員会を開催し、2回の中間報告書及び緊急提言をいただきました。本日の報告書は、これらの中間報告の結果を踏まえ、1年間検証を行つてきた結果を取りまとめたものでございます。課長補佐より要点を説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課課長補佐。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） それでは、除染検証委員会の報告書ということでお配りの資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

1ページおめくりいただきまして、まず河津委員長の挨拶ということで掲載をしております。こちらは、後でご確認をいただければと思います。

2ページ、3ページになります。2ページ目につきましては、同意取得の進捗状況、本格除染の進捗状況ということで、地目ごとの数値を表示しております。9月22日現在の数値となっております。

続きまして、4ページをお開きください。4ページ上段ですが、事後モニタリングの速報値ということで掲載をしております。こちらも9月22日現在のものですが、オレンジ色が除染前、青色が除染後、緑色が事後モニタリングの速報値ということでグラフ化をしております。こちらのほうで、本格除染の評価ということになりますので、現在町内ではフォローアップ除染実施中でありますが、数件であります。同意取得がされていないところもありますので、そういう箇所を含めまして早急に除染を実施して町内のさらなる線量の低減を図るべきであるというようなことで評価をいただいております。

続きまして、5ページからですが、本格除染のそれぞれ地目ごとの現状と評価になっております。まず、5ページから宅地のほうの現状ということになります。流れとしましては、現状、続きまして環境省からいただいたおります除染の手法及び実施状況の写真ということで掲載をさせていただいております。

まず、6ページです。宅地のほうの評価といたしましては、記載のとおり本格除染によりまして線量の低減については認められているものの、まだ未実施の、除染を実施していない箇所等も残っておりますので、そういう箇所について早急に除染を実施しまして、線量の低減を図るべきであるというような内容になっております。

続きまして、7ページになります。農地除染の状況ということになります。こちらも現状のほうを7ページに載せておりますが、続きまして、8ページ、9ページということで、こちらにつきましては町が実施しております農地の土壤調査の結果を記載をさせていただいております。続きまして、10ページお開きください。10ページのほうで評価ということになります。農地のほうにつきましても、除染によりまして線量の低減を確認しておるところですが、下のほう、下から2つ目になりますが、まず営農再開に向けて引き続き土壤調査の継続や試験栽培等の実施が望まれるということを上げております。最後のほうですが、除染後にいろいろと問題が発生しておりますが、除染が原因で生じたれきの混入や不十分な畦畔の形成等についていろいろと問題が出ておりますので、こういうところにつきましては速やかな対応が求められるということで評価をいただいております。

続きまして、11ページから森林除染についての現状ということになります。森林除染につきましては、本格除染において生活圏からおおむね20メートルの範囲で堆積物の除去を中心に除染を行っているところでありますが、12ページのほうで評価ということで掲載をしております。ただいま申し上げましたように、生活圏から20メートルの堆積物の除去ということで行っておりますが、まだ線量の高いという地点もありますので、特に生活圏で町民の方が立ち入るような場所については、徹底的な除染が必要であるというようなことで評価をいただいております。また、里山除染につきましては現在町のほうで国、県等とモデル除染実施箇所を選定中でありますが、モデル除染の場所が決定しまして、

モデル除染の結果で手法をしっかりと確立しまして、今後影響のあるような場所についてはそういう実証結果に基づいて徹底した除染を行っていくべきであるということで評価をいただいております。

本格除染について、樹木のほう最後ですが、⑤番の道路除染ということで13ページからになります。14ページのほうをお開きください。道路除染につきましても、ほぼ本格除染のほう終了しているところですが、下から2つ目ですが、道路側溝や路肩等につきましてまだ未除染箇所が残っています。また風雨によりまして放射性物質が移動しまして線量が高いようなところも見受けられますのでそういう箇所についてモニタリングを実施しながら除染を実施していくべきであるということで評価をいただいております。また、最後のほうですが、除染作業によりまして道路の機能が損なわれている部分があるということで、そういう箇所については早急に復旧が必要であるということで評価をいただいております。

15ページ、こちらからはフォローアップ除染についての現状と評価ということで記載をさせていただいております。15ページの中ほどにフォローアップ除染の1メートル平均線量ヒストグラムということで、これまで実施してきた箇所の数値をグラフ化しております。除染前につきましては、1時間当たり1.22マイクロシーベルトということで、除染後について0.72マイクロシーベルトということで、約41%の低減がなされているところであります。

続きまして、16ページには現在行われておりますフォローアップ除染の作業状況ということで、それぞれの箇所についての作業状況について、写真を掲載しております。

17ページ、フォローアップについての評価ですが、こちらにつきましては上から3つ目、周囲を森林に囲まれた宅地については現在森林の部分を5メートルほど剥ぎ取りを行ってフォローアップ除染を実施しているところです。検証委員会のほうとしましては、さらに生活圏に影響がある場合については5メートルを超えてのフォローアップ除染も必要ではないかということで評価をいただいているところであります。また、下の4つ目、5つ目ですが、フォローアップについては本年度で終わるものではなくて、さらなる町全体の線量低減に向けて次年度以降も継続的に実施していくべきであるということで評価をいただいております。

次に、フォローアップ除染の2つ目としまして18ページになります。子供たちの生活環境に配慮した除染ということです。こちらにつきまして、現在国の除染実施計画によりますと、学校等の敷地については1時間当たり1マイクロシーベルト未満にするということでうたわれております。現在富岡町のほうでは、富岡第一中学校に子供たちを集約するということで現在進めておりますが、こちらの写真にもありますように第一中学校のモニタリングポストのほうの数字ですが、0.193ということで9月26日現在のものになりますが、国の1マイクロシーベルトに比べれば大幅に下回っている状況になっております。そこで、評価のほうになりますが、まず富岡第一中学校の校庭について、こちらについては表土を剥いだ状態となっておりまして、現在約0.2マイクロシーベルト程度となっております。今後覆土作業等が予定されておりますので、遮蔽効果によりまして今後さらに線量の低減が見込

まれるということが期待されるということで記載しております。2つ目ですが、将来的に子供たちが活動する場所については徹底的にモニタリングを実施しまして、継続的に線量の監視を行いまして、高い箇所がある場合については速やかなフォローアップ除染が求められるということで評価をいただいているところであります。

19ページからは、検証委員会のほうでこれまで昨年12月と本年5月に2回の緊急提言ということで町のほうに提出をさせていただいておりますが、その内容につきまして現状と評価を行っているものです。

22ページのほうで評価を行っておりますが、まず主なものとしまして検証委員会で町のほうに提言しました居住制限区域と帰還困難区域の境界付近の除染につきましては、現在夜の森の一部でスタートしているところであります。また、3つ目になりますが、町民の安心、安全を確保するため、現時点での帰還困難区域全体の線量マップを作成した上で除染計画が策定され、帰還困難区域の除染を早期に実施されることが望まれるということでいただいております。最後の4つ目ですが、これは先ほどと同じように森林部の5メートル以遠の除染についても評価をいただいております。

23ページ、24ページにつきましては総評ということで、これまでの取りまとめについて総評ということで示しております。こちらについて、ちょっと読み上げをさせていただきます。（1）番、除染の進捗状況と効果ということになります。町内の除染実施状況は、対象面積に対して98%が完了し、おおむね計画どおり進捗しております。平成28年度中に除染は終了する見込みであるということになっております。また、線量につきまして地上1メートルの空間線量率は9月22日現在の環境省の速報値ですが、全体で除染前平均1.89マイクロシーベルト1時間当たりですが、と比較しまして67%の低減をし、0.62マイクロシーベルトとなっております。宅地では、除染前が1.92マイクロシーベルトと比較しまして72%の低減、0.53となっております。このことより、除染による空間線量率の低減について相当程度の効果が確認されているということで評価をされております。また、これらの数値につきましては、直近で避難指示解除した周辺自治体と比べ同レベルの値になっており、早期の帰還を望む町民の生活環境の回復はおおむねなされているものと認められるということで評価をいただいております。

続きまして、（2）番です。更なる放射線量低減に向けた課題ということで、こちらにつきましては3点ほど挙げられております。1つ目ですが、継続的なフォローアップ除染の実施ということで、先ほども申し上げましたが、町といたしましてはあくまでも年間追加被曝線量1ミリシーベルト以下を目指しているということでありますので、この目標に向けて今後も引き続きフォローアップ除染の継続を国に求めていくべきであるということを挙げております。2つ目ですが、先ほど申し上げましたように子供たちの利用するエリアにつきましては、徹底したモニタリングを実施しまして、フォローアップ等、高い箇所については早急に除染を行う必要があるということで挙げられております。

2つ目としまして森林除染の実施ということになります。こちらも先ほど申し上げておりますが、

23ページ、24ページということで、20メートルの本格除染を行っておりますが、生活圏に影響がある場合については剥ぎ取り等を行って生活圏の線量を下げていくことが必要であるということで挙げております。

3点目です。帰還困難区域の除染についてということになります。こちらにつきましては、町が独自に実施しておりますモニタリングの結果によりますと、追加被曝線量がおおむね年間20ミリシーベルトを下回っている状況にありますと、検証委員会のほうとしましては帰還困難区域については除染を進めることにより放射線量を低減させ、将来的に全域帰還を目指す区域とする町の方針は妥当であるということで評価をいただいております。今後も国に対しては、避難自治体の状況を正確に把握され、放射線量の低減と町民の安心を得るために適切かつ迅速な対応を求めるものであるということで記載しております。

最後3点目ですが、町民の安心安全のための提言ということで3点挙げております。1つ目ですが町内放射線量モニタリングの実施と公表ということで、先ほどから繰り返しになりますが、町民の安心、安全のために空間線量の調査や土壤調査を継続的に実施しまして、広報やホームページ等で町民にわかりやすく公表すべきであるということで記載されております。

2つ目が被曝線量管理体制の構築ということになります。こちらにつきましては、個人積算線量計等を利用して継続的な町民の被曝線量管理が必要であるということ。また、その結果に基づきまして長期的な町民の健康を見守っていくことが重要であるということで挙げられております。

最後3点目になりますが、相談窓口の設置及びリスクコミュニケーション活動の推進ということになります。こちらにつきましては、町民からいろいろと相談が寄せられることが予想されますので、放射線に関する相談窓口の設置ですとか、定期的に放射線に関する学習会や座談会等を開催しまして、町民の放射線に関する知識の向上や理解促進に努めるべきであるということでいただいております。

25ページ以降ですが、こちらにつきましては委員の名簿、これまでに8回の検証委員会を実施した主な議事内容について掲載をしております。

30ページ以降ですが、A3の物につきましては、町、環境省がそれぞれモニタリング等を行いました線量マップを参考資料として載せておりますので、ご確認をいただければと思います。

説明については以上であります。よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） まず3ページ、4ページの下のほう、文言は評価で入っているのだけれども、この本格除染の進捗状況の升の中、あくまでも準備区域と居住制限区域の中の、国が定めた対象面積になっているけれども、こういうときには準備区域と居住制限区域の部分を指しているのであれば、町の部分の全体面積をうたって、なおかつその後段に対象面積入れていかないと、実際全部終わったのかなと勘違いするから、少しあかりやすい升どりをしてください。

それと、7ページ、土壤中の放射性セシウム濃度が全ての調査地点で5,000ベクレル云々となっているのだけれども、この5,000がいいか悪いかというよりも農地ですので、この農地で稻作をしたり葉物野菜をつくったり、つくるものによっては吸着状況が変わってくるから、何ベクレルが間違いなく従来震災前に各農家でつくっていたものが安全に食せるか確認していると思うのだけれども、こういう文言出てきているから、わかっていたら何ベクレルが土壤中の安全数値の範囲内だか教えてください。

それと、18ページ、さっき説明にも一中の0.193という部分なのだけれども、この文言の中で園庭の空間線量率を1マイクロ未満というところ、できれば0.23マイクロ未満というような数字に変えられるかどうか。

あと、23ページのさらなる放射線云々では、ここでは従来言っている年間追加被曝1ミリということで、ちゃんと明記してあるからこれはいいのですけれども、少し実際の富岡町の現状をよくもう一回洗いざらい整理したら。整理が足りないと思うのだけれども、この除染検証委員会の報告書は。町民が知っておかなければならぬものをきっちり明文化するようにしたらどうでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） ありがとうございます。まず、3ページでございますが、確かに議員おっしゃるとおり、居住制限区域と解除準備区域、除染をするのはその本当に一部ということで、例えば今は里山の議論がありますが、森林などは生活圏から20メートルにとどまっているところで、やっていない部分というのは相当な面積になります。そういう意味で、今後何か資料に出す際には、確かにどの程度、実は町政懇談会でもどのくらいの面積、町内の面積のうちのどのくらいの割合を除染したかという質問も出ておりました。そういうことも踏まえまして、今後はわかりやすいような表現について検討させていただきたいと思います。

それから、7ページの5,000ベクレルの件でございますが、この5,000ベクレルというのは震災直後平成23年のときに農水省が5,000ベクレルという数字を出して、5,000ベクレルだと作物はその10分の1の500ベクレル以下という旧基準のときに出了た数字だと認識しております。町では、表土を剥いだときに最低その数字以下になったことを確認して土を入れているということでございます。作物により、どの程度が安全な数値かということについては栽培する作物によって、議員ご承知のとおり、移行係数といいますか、吸い込む係数が違いますので、一概に幾らは安全だという数値は出ないものでございますが、今行っている除染で5,000ベクレルを切ったということをはっきり確認して表土を入れて、5センチなり7センチなり10センチなり入れて耕起をした段階で、ある程度は担保できているのかなと思いますが、ただ今後の課題だと思っております。それから、18ページの学校の関係でございますが、1マクロシーベルトパーアワー、これは国が示した除染実施計画、当時の民主党政権のときにつくった計画でございまして、心情的には私どもも学校施設、0.23というのは、これはこだわっていきたいと考えておるところで、そのためここでも示させていただいたとおり今0.19、これに表土

を入れればさらに下がると思うものの、これは事実関係ということで除染実施計画から引用させていただいた数字なので、ご理解いただきたいと思います。

それから、全般的に現地に足を向けるべきだという、これおっしゃるとおりだと思います。委員会の先生方に2度ほど現地へ行っていただきましたが、なかなか案内して現地をわかるというところまではいっていないのが現状で、次回また10回目ことしやるのですが、そのときには、ここでこの報告書に書いていなかった、書けなかったJRやあるいは高速道路、あと境界あたりを全て案内して現状をまず理解していただきたいと思っております。今おっしゃったこと、本当に現地わからないと机上の何とかになってしまいますので、そこらあたりはしっかりと今後対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 7ページの農地のやつで、先ほどのアクションプランの8ページのほうにも「簡易測定装置で、自家栽培農作物の安全性を確認」、せっかくつくって高かったわというとがっかりするわけ。ああ、富岡に戻ってつくったはいいけれども、はかってみたら廃棄してくださいと、せっかくつくったものですよ。なら事前に幾らが何々野菜を、何々作物をつくるのには大丈夫なのか判断して、そういう情報の発信をしてつくった以上は自分の口に、自信を持って食べてもらえるようなふうに持っていくのが我々の責任だと思うのですが、課長、どうですか。そこら辺もあわせてある程度、何ベクレルだったらば葉物野菜はオーケーですよ、米はオーケーですよ、球根関係のものは大丈夫ですよと、ある程度わかっている学識のある人に聞くとか、実証実験で富岡に入ってやっている人にやってもらうとか、今実際一部の人で、正式にだかどうだかわからないけれども、ブロッコリーとか何か小さくやっているところも何軒か見えるのだけれども、そこら辺いま少し行政の側も本気になってやってくれるようにできませんか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参考兼産業振興課長（菅野利行君） お答えします。

まず、今回5,000という基準は先ほどの復興推進課長が話したとおりでございます。ただ、当時は一つの目安になっていたのだろうと思います。議員ご指摘の、では作物についてというのは、これもやはり土壌だったり、移行係数だったり、植物、特に野菜なんかはものによって違います。ですから、逆にその基準を示すというよりも、やはり今おっしゃったように2アールずつ10カ所で野菜をやっています。野菜については、そういう試験栽培を通じて実際にはかっていって、この地区でこの作物とか何かは大丈夫ですよというのを、実証を積み重ねていくしかないのです。方法論として今のところですから、町としましてもとりあえず今回は2アールずつ10カ所やっております。今後も品目に応じて今やっているのはブロッコリーとかアブラナ科をやっています。それは、全県に制限ついているので、まずはそれを解除していきたい。そのほかの作物については、やはり作物ごとにはかって安全性を確かめた上で制限解除になっていきます。ですから、何ベクレルから安全だというのではなくて、

ご存じのように作物を実際にその土地でつくって、いろんな方法をやって移行していかないというのを実証した上で、制限を解除していくというような方法になってございます。

あともう一つ、これは70カ所で、今年20カ所やっています、土壤調査は。ですから、90カ所です。土地は広いし、隣とこことは実際同じというわけでもないので、引き続き9月の補正で今度は面的に推計できる、その地区であればこの土壤、こういう土壤の成り立ちであれば、この程度の放射性物質が含まれるというような調査もやってございますので、土壤の調査を引き続きやるということと品目ごとに一つ一つ確かめていって、作付の制限を解除していくというふうになってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長、今10カ所で栽培しているわけでしょう、野菜。もしそれらのデータを持っているのであれば、それを出したほうが話はわかりやすいので、データ持っていますか
産業振興課長。

○参考兼産業振興課長（菅野利行君） もちろんデータが出ましたら公表します。ただ、今つくっている最中でございますので、まずつくって収穫させていただいて、その結果を出していくということでございますので、今栽培中でございますので、出次第それは公表してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） とにかく町民の農家の人が富岡に戻って自分の田んぼ、畑でできる範囲内の作物をつくってだめだったわとぶん投げるようなことのないようなシステムを考えてください。要望して終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） まず、1点が今回報告書を出されたということで、これで終わりなのかなと思ったのですが、先ほど課長の話とあと委員長のご挨拶の中にも何かあったのですが、まだこれからも検証していただけるということでちょっと安心しているのですが、これはどの程度、富岡町では年間1ミリ以下を目指しておりますので、そのあたりまで長期にわたってこういった検証委員の方に検証をいただけるのかどうかというのを教えていただきたいのが1点と。

あと全体的になるかと思うのですが、特に17ページの評価を見させていただいて、フォローアップ除染について周囲を森林に囲まれた宅地など、さらなる線量の低減を見込まれる箇所については表土剥ぎ取りを、現行の奥行き5メートルよりも奥までさらに実施することとなっておりまして、まさにそういったところをやっていけばまだまだ線量下げられるのかなと思うのですが、やはり避難指示解除に向けて、特に今年度は下げるだけ下げてもらえると、そういうところに力を尽くすと言っていただいていると思うのですが、このあたりもまだ今これで全てではないのですが、そう判断する時期までにできる限り下げていただくほうが町民の皆様にも安心につながると思うのですが、そのあたりを

こういうところも含めて、これから環境省さんとまだまだやっていただけるように町のほうとしても折衝していただかなければいけないと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君）　復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君）　まず1点目の検証委員会の件でございますが、1ミリシーベルト以下を目指すのには全くぶれるものはなくて、今検証委員会自体は現時点では29年の8月まで任期がございます。ですから、来年の8月までは確実に検証していきますし、もちろん1ミリシーベルト以下を目指すということから考えれば、それで簡単に終わるものではないと所管課としても思っておりますので、今後も引き続きやっていくことができれば一番いいと思っております。

それから、17ページの森林の関係でございますが、議員おっしゃるとおり森林というのは、今本格除染がある程度進んだ中で、線量が高いといえば森林という代名詞のようなものとして私ども受け取っております。今後下げるだけ下げるということはもちろん、避難指示解除の目標時期まで5カ月以上ございますので、できるだけ下げるということに専念して、高いと言われる森林、それから道路についてもこの間も委員会でご指摘を受けましたが、宅地に隣接するような道路、これは当然そういうのを中心に行きながら除染を側溝も含めまして今後も国に求めていくと同時に、形として実際にやる方向で対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君）　4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君）　任期が29年8月までということで、まだ約1年ぐらいはあるのかということで安心しております。やはり第三者の目というのは、非常に大事かなと思っておりますので、その任期で終わるのかどうかも含めてまだ1年ほどあるので、いろいろとご検討方お願いしたいなと思います。

それと、除染につきましては、この後環境省さんのほうとも我々も話をさせていただく機会があると思いますので、町のほうでも厳しく意見を言っていただいて、またきちんと除染ができるかどうかの確認もしていただけていると思うのですが、そのあたりも引き続きやっていただきながら線量の低減に尽くしていただきたいと思うのですが、もう一度いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君）　復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君）　まず、1番目の除染検証委員会の今後でございますが、引き続き対応していくように進めてまいりたいと思います。まだ問題山積だと認識はしております。

それから、今後の国への求めることについてですが、今も常に国とは対峙してやっているつもりでございますが、さらに気を引き締めて言うべきことはしっかりと申し上げていきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君）　そのほかございますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 委員長の挨拶、1ページです。そこに「子供も含めた町民が安心して生活できる環境の回復」ということが書かれています。まず、このことを基本に質問をさせてください。

3ページの地上1メートルというので空間線量率が平均1.89から0.62に下がったとなっているのですけれども、最近地上1センチというのがどこかに行ってしまったのだけれども、地上1センチというのではもうやらないのでしょうか。私は、地上1センチで見るべきかなと思うのだけれども、どうして1メートルなのでしょうか。その辺をちょっと教えてください。

あと、23ページに総評で直近で避難指示解除をした周辺自治体と比べ同レベルの値になったと書いてあるのですけれども、私の記憶では隣の檜葉町は0.3から0.4で帰っていると思うのです。0.5幾つというのは、まだまだかなとは思うのだけれども、その辺がやはり周辺自治体よりはこちらは居住制限とか帰還困難区域がある関係上、檜葉、川内、広野なんかよりは線量、まだ除染終わっても高いレベルではないのかなと思うのですが、その辺の考え方を教えてください。

あともう一点は、24ページの一番下なのですけれども、学習会や座談会というふうに書かれているのです。私は余り国を信用していないのです。結局こういう学習会なんかに来る学者というのは、ほとんど国寄りの学者が来て、御用学者というか、安全だよというふうに誘導されでは困ります。というのも、この除染検証委員会の委員長さんも、あとこの次の河津さん、石田さん、この2名なんかは帰還の検討委員会の委員にも入っているし、やはり国の大学の先生です。そういう国機関、環境省とか国立研究所とか、国立大学とか、何か国のお役人さんばかり来て、安心ですよ、安全ですよと言われて、国は20ミリで大丈夫ですよ、5,000ベクレルでオーケーですよ、あとそういった学校だったら1マイクロでいいですよ。私到底考えられない数字を言うのが国であって、この辺からやはり疑問を持つべきだと思うのですよ。だから、学習会なんかは特に、やはりいろんな人の意見、右寄りから左寄りまで、その中で町が判断していく、子供にとって何が一番安全か、子供が戻ることができる町とはどういう町か。やはり国が言っている数字よりは、もう1ランクも2ランクも厳しい数字を設けるべきだと思うのですよ。その辺の考え方を教えてください。

○議長（塙野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） まず1点目でございます。1.89から0.62と。これは、1メートルで評価した数字でございます。ただ、議員がおっしゃるとおり、1センチというのも非常に重要だと思っておりまして、これは現地測定事後モニタリングしたときは必ず1メートルと1センチをはかっております。ただ、評価というと一般に1メートル、あと子供であれば例えば50センチとか、そういうところで評価しているということから、ここに記載しているものは一般的な数値としておりますが、ただ町としては地上1センチというのも重要だと思っておりまして、例えばしっかりと除染をやっていない箇所においては地上1センチがかなり高い数字が出たりしますので、そこらあたりはしっかりと考えておりますし、数値としてここには書いておりませんが、重要性は理解しているつもりでございます。

それから、2番目の他自治体と同レベルという記載でございますが、確かに議員がおっしゃるとおり、楢葉と比べると楢葉はさらに低くなっています。ここに記載しているのは、周辺自治体ということでこれまで避難指示が解除になった双葉郡、それから相馬地方、あとは中通り、相馬地方が主なところでございますが、そこらあたりについては富岡の特に宅地ということで公表しておる数字でございますが、宅地という数字で比較しますと各自治体は楢葉町にはまだ及ばないといいますか、楢葉よりは少し高いのですが、ほかでは富岡と遜色ない、あるいはそれ以上というような数字が出ているということを確認をとっております。

それから、学習会や座談会での関係でございますが、国の大学の先生、御用学者とよく言われたりすることも言葉上私も聞いたりしておりますが、何をもって御用学者と言っているかと、その定義はなかなかやはり難しいところがあって、例えば国から真っ向反対をぶつ学者もいれば、あるいは国が言っているのはやはり町民の安全、安心からすると厳しい、数字が高いよと。今町で除染研修会をお願いしている先生方はそういう先生方です。例えば居住制限と帰還困難の境界にこの間立ち会っていただくと、1.数マイクロシーベルト時間当たり、1.2マイクロ以下など、いや、これでは高くて安心できない、これではだめだという先生方ばかりでございまして、そこらあたりは難しいところもございますが、20ミリで安全だからとか、あるいは国がつくった学校施設、1時間当たり1マイクロ以下であればいいとか、そういう先生方とは違うと私は思っています。当然町は全然違います。20ミリで安全だろうと全く思っていませんし、1マイクロではなくて学校施設はやはり追加被曝を1ミリにこだわりたいと思っているところです。

そして、学習会や座談会では今議員おっしゃるとおり、一部の先生方の話だけではなかなか不十分だと思っておりまして、いろんな角度から当然慎重な先生方、いろいろな先生方の声を聞くということは大切だと思っておりますので、そういうような学習会になるように対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 課長の説明、おおむね了解というか理解できます。何回も何回も私もこの問題は今までしつこく言ってきたものですから。やはり0.23というのは、1メートルで0.23なのか地上1センチで0.23なのか。この問題は、そのところだけ確認をさせてください。

あと、周辺自治体のことに関しては、やはり南相馬とか北の方に行けば行くほど高くて、南のほうに来れば低いと。やはり富岡もできれば、楢葉程度まで下げていただければなと。0.23を目指すのであれば、せいぜいその2倍、0.3とか0.4とかその辺くらいが限度かなと。やはりセシウム137の半減期を考えれば、もっともっと、何度も何度も、2度も3度も除染するということであれば、0.5くらいでまた来年もやるよ、再来年もやるよということであればいいのだけれども、当分の間やらないで自然減衰を待つということであれば、やはりもっと下げるべきかなと思います。

あと、御用学者の件に関しては、やはり特任教授ということで長崎から来たり、広島から来たり、国立大学の先生で身分、考え方ではなくて私はこの先生方の身分が國の人間だからというもの見方をしています。ですから、考え方まで私も直接しゃべったことないので、わからないのですが、やはり國の方向性と同じ方向性を向いた学者ではなくて、たまにはちょっと違う方向性、低線量被曝について厳しい意見を持っているような先生の意見を聞くということも必要なのかなと。これはやはり、何でこんな考え方を持つかというと、甲状腺なんかでもう異常ないよ、検査もやる必要ないよ、希望者だけやってあげるよというような方向性に進んでいるけれども、やはり5年を過ぎたらどんどん、どんどんまだふえてくるのだという学説もありますので、いろんな考え方を取り入れて安全に対して物事を考えるべきかなと思って今質問をさせてもらいました。質問は、1センチでしょうか、1メートルでしょうかというところ、お願いします。

○議長（塚野芳美君）　復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君）　国として評価すると、お聞きするのは1メートルでございますが、ただ除染を、例えば帰還困難区域、除染スタートしましたが、除染でやはりこだわるのは1センチです。例えば宅地除染今やり始めましたが、宅地除染をして、ただ森林からの影響があるとなかなかそういうはいかない面もありますが、例えばコリメータをつければ0.23以下にしなければならないという話は環境省とも情報は共有していて、地上1メートルにかかわらず1センチもそういう除染で対応しているところでございます。

それから、楓葉と比べるとまだ若干高いというのも、これも事実でございますが、今後ももちろんフォローアップ除染は国にはやってもらいますので、特に同じ場所を何回もやる必要はないように今やっているところは徹底してやっていただきて、先ほど4番議員からも出たとおり、森林についてはフォローアップ除染でしっかりやらなければならないところももう町としては、考え方ある程度まとめつつありますので、そういう箇所を中心にやることによって空間線量率を今後もしっかり下げるということが大切だと思っております。

それから、学者の先生方の声でございますが、私も議員と考え方は似ています、同じような考え方をしているところもございます。一方、1人の方の意見だけではなくて、やはり慎重な厳しい声というのも重要なところでございますので、1ミリシーベルトを目指して除染していくというところに変わりはございませんので、そういう声もしっかり聞かせていただければと思っております。

○議長（塚野芳美君）　7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君）　ちょっと角度を変えた質問をさせてください。

森林除染の件なのです。やはり国のはうは、宅地から20メートルというルールで一点張りで、なかなか言うことを聞いてくれないのですけれども、万が一森林火災というか、戻った住民のもう100メートル、200メートル先で誰かたばこの投げ捨てがあつたり、または何かの原因で燃えてしまったようなときに、風下の人間、避難した住民の方のやはり健康を考えると、民家があるところの20メート

ルよりはやはり1キロでも2キロでも、ある程度もう面でやってもらわないと本当に健康を考えたときに、それでなくとも例えば台風とか何かで大雨降って腐葉土を通ってそれが沢に流れて川に堆積していくとか、いろんなことを考えたときに森林除染というのは避けて通れないと思うのだ。予算で考えるのか、安全、健康で考えるのか。その辺を国の方に厳しく詰め寄ってもらいたい。私も環境省来れば、環境省に同じようなこと言いますので、町当局のほうもやはり万が一あったときに健康はどうなのだと。そういう言い方もしてもらいたいのですが、課長どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君）　復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君）　議員から時々お話を伺う森林火災など起きたら本当に大変なことだと思っております。今森林は20メートルしかやらないで、堆積物もそれから山奥に向かっては6年、5年と町民が足を余り踏み入れていない状況が続いておりますので、堆積物はたまる一方でございます。そういうことからしますと、火災なども大変心配されますので、しっかりとそこについては里山除染という今後の、里山再生モデル事業と今国では言っていますが、そういう事業を充てて20メートル以遠もっと遠いところについてもしっかりと除染をして、まず線量を下げて町民が森林に立ち入ることができるような環境づくりが重要だと思っておりますので、そのような形で進めさせていただければと思います。

○議長（塚野芳美君）　そのほかございますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君）　9ページ、土壤調査の結果でゼロから5センチ、5センチから10センチ、10センチから15センチで、下のほうに10センチから15センチが下が高いという状況は書いてあるのですけれども、これ5センチから10センチのほう、ゼロから5よりも5から10のほうが高いところが結構あるのですけれども、この辺はどういう現況なのか。それと、これをこのままにしておくのか、何か対策をすることをお聞かせください。

それから、参考資料の線量マップの①の32ページの除染後なのですけれども、ところどころ緑とか黄色は相当少ないのですが、この辺なぜ黄色、緑になって出てくるのかという状況を確認しているのかどうか。

それから、町でやったという35ページ、一番最後ですけれども、ここには1.5マイクロシーベルトパーアワー超のオレンジとあと黄色が何点かあるのですけれども、3メートルメッシュということで、ここが高かった理由というのも把握しているのかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君）　復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君）　では、私からは2番目と3番目の質問ということで答えさせていただきます。

まず、32ページの地図でございますが、ここについては黄色とか緑、これについてははかり方としまして空白がないようなはかり方をしていますので、そうしますと高い数字が出るというのは主に森

林部分という影響でこの黄色とか緑が出ているというふうに考えております。

それから、35ページでございますが、35ページの黄色い部分、ここは宅地を計測してはいるのですが、宅地で1メートル高さではかったときに周りがやはり森林に囲まれた部分とかそういう、あるいは宅地の中に植樹をされているものが多くて、その影響で根元付近がなかなか落ち切らずに高いというような箇所が黄色く着色している場所だというふうに認識しております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参考兼産業振興課長（菅野利行君） 1点目でございます。

これは、70カ所あったうち17カ所やっているのですが、結局その70カ所をやる前の年というか26年ですが、採取したところと比較できるように、この17カ所だけ載せてあります。ばらつきはあるのですが、おおむね全体的には下がっていますが、センチごとにというのははっきり言って場所場所であるので、何でここはゼロから5が高かったり、10から15高かったりという原因はわかりません、はっきり言って。その地点地点で、なぜそういうふうになっているのかというのは。ただ、私のほうは客土という形でやっていますので、何で線量残るのという単純な疑問をぶつけたことがあったのですが、やはり5センチ、7センチ、10センチ、ひどい場合には15センチ剥ぎ取ったものの、やっぱりぴたつと5センチでとまっているわけではないはずです。やっぱり耕起したり何かすると、その部分について攪拌した後の線量をはかっていますので、やはりそれはそれである程度線量が上がると。あとはここに書いてありますように、雨水だったりあるいは雨水等で移動したり何かするととか、いろんな複数の要因はあるようです。あともう一つは、調査方法ありますが、あくまでもポイントとっているので、あと、やはり全体的にどうなっているかと、先ほど言ったように調べないと、その地区がどうなっているかという全体像はわからないのかなというふうに思っています。原因がこうだということを特定できないということで、大変申しわけないのですが、そういう状況です。

あと2つ目の、ではこのままにしておくのかということなのですが、再汚染だったり極端に上がった場合は環境省と当然相談してまいるつもりですが、基本的には剥ぎ取って客土をしていますので、基本的には線量でこのぐらい残っているのでということで、全部もう一回客土をし直すということにはならないかと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 除染検証委員会には、いろんな先生方が多分いらっしゃると思うのですが、やはり疑問に思ったことをどうやって解決していくのかということのアドバイスを受けるのも、この除染検討委員会の先生方に対するお願い事だと思うのです。基本的には、皆さん言っているのであれですが、目標はもう安心して耕作ができるということですので、いろんな話が出ていますが、やっぱり疑問に思ったところをきっちり解消していく、それの原因を突きとめてその原因をなくしていく。

そうすれば、おのずと下がっていくわけですから。そういう目的で、疑問に思ったところは環境省に言うのではなくて、やはり検証委員会の先生方にもきっちりやっていく。それで、ポイントが足りないのであればその周辺のポイントもとってみて、実際そこがピンポイントで高かった、周辺、土壌としては問題なかった、農地としては全体としては問題ないということがわかれれば、それはそれで全然いいことなので、そういうこともちょっと今後進めていただきたいなというふうに思います。

それから、このピンポイントのところなのですけれども、森林のところが多かったりとか宅地の中に高いところがあるということがあつたわけなのですけれども、これも同じでやはり下げていくためにはこういうところを下げていくしかないわけで、そこをどんどん、どんどんやっていくということであれば、やはり全箇所やっているわけではなくてピックアップしてやっているわけですので、やはりこういうところの状況でこういうところが高い。だから、例えば自分でかるのならこういうところをはかってみてくださいと。そこが高ければ、こういう値、こういう黄色とかオレンジが出る可能性があるわけですから。そういうところは速やかに、本来自分でやるべきことではないかもしれませんけれども、やはり安心して住むためにはある程度自分たちでもそういうことをしていくというような作業も必要になってくるので、そういう原因をきっちりと公表して、先生方から、高いのはとるしかないのでしょうけれども、そういうことをきっちりと一つ一つなくしていかないといけないと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君）　復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君）　ありがとうございます。実は、除染検証委員会9回やりましたが、今議員から言われたようなところが実は詰め切れていない部分も正直ございます。これは、データを出すのが精いっぱいというところがあって、なかなかその作業に手間をかけ過ぎているというか、なかなかその先の議論がいまいち進まなかったというところがありますので、そういうところについては今後も安全、安心のために引き続き対応してまいりたいと思います。

それから、この除染後の地図、A3判のマップでございますが、これについても原因を公表ということでございます。町でも実はこの着色してあるような箇所については、フォローアップ除染の対象地区でございまして、私実際現地行きました。そうしたところが、平均で1マイクロを超えるような宅地というのはやっぱりあるのです。実際あるのです。何が原因かというと、やはり森林の影響。それから庭木がいっぱいあって落ち切らない。そういうところのフォローアップ除染は、ポイントポイントで除染していても線量というのは下がらなくて、1マイクロを切らないというような実例が、特異地点だというような言い方をしますが、そういう箇所が何カ所かありますので、そういうところはやはり面的にしっかり除染をするような対応を環境省と詰めておりますので、今議員おっしゃった原因というのは今後しっかり検討して、対応してまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件4、除染検証委員会報告についてを終わります。

14時30分まで休議いたします。

休 議 (午後 2時19分)

再 開 (午後 2時30分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件5、除染の進捗についてに入りますが、説明の前に代表いたしまして坂川さんにご挨拶をいただきまして、その後簡単な自己紹介をしていただきたいと思います。

それから、重ねてお願いしたいのですが、挙手をされた場合にお名前をおっしゃっていただきたいと思います。それから、説明は着座のままで結構です。マイクにうまく入りませんので、着座のまま行ってください。

それでは、坂川さん、お願ひいたします。坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） 福島環境再生本部長の坂川でございます。

富岡町におきます除染、それから廃棄物の処理などに関しましては皆様方のご協力をいただき、大変ありがとうございます。除染に関しましては、帰還困難区域を除きまして面的除染がおおむね終了しております。現在事後モニタリング、それからフォローアップ除染を進めているところでございます。また、家屋の解体に関しましては今年度のその1工事、それからその2工事を進めておりますが近々その3工事、新たな工事を契約するという予定になっております。このいずれに関しましても、できるだけ速やかに行っていく必要がありますが、また一方で関係人の方と十分に調整をしながら丁寧に進めてまいりたいと考えております。

本日は、この後進捗状況等につきましてご説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） 福島環境再生事務所で直轄除染の担当課長をしております須田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） どうぞ続けて自己紹介してください。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） 環境省で建物解体処理推進室におります中川と申します。よろしくお願ひいたします。

○福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 除染を担当しております中川と申します。よろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長（中西昭弘君） 県中・県南支所で支所長をしております中西でございます。富岡町におきます各耕地等の管理監督のほうを担当してございます。よろしくお願ひします。

○福島環境再生事務所県中・県南支所首席除染推進官（赤羽郁男君） 県中・県南支所で除染を担当

している赤羽です。よろしくお願ひします。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課上席廃棄物対策官（堤 達平君） 環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課上席廃棄物対策官の堤でございます。イノシシ、それから家畜等の担当をやっております。よろしくお願ひいたします。

○福島環境再生事務所県中・県南支所首席廃棄物推進官（藤田宏篤君） 県中・県南支所の廃棄物を担当しております藤田です。よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件の説明をお願ひいたします。

須田さんですね。

○福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） では、まず除染のほうから資料をご説明いたします。2種類資料をお配りしている緑色の表紙の物をごらんください。事後モニタリング・フォローアップ除染の進捗状況等についてです。

1ページをおめくりいただきまして、まず富岡町の本格除染について、その効果を地目別にお示しております。1メートルの空間線量率で除染前、除染後の数値を全地目、それから宅地、農地、森林、道路、それぞれの地目についてお示しをしてございます。全地目については、全て単位は時間当たりのマイクロシーベルトとなりますけれども、一応除染前が1.89、除染後は0.86でございます。宅地については、除染前が1.92、除染後が0.71となります。農地については、除染前が2.00、除染後が0.52となっております。それから、森林については除染前が2.02、除染後は1.65となっております。道路については、除染前が1.8、除染後が1.01となっております。除染前後の低減率については、そこに赤字でお示ししたとおりとなっております。それから、除染後の測定時期でございますが、下に書いておりますとおり、平成25年8月8日から除染が終わったということで測定を開始しております、そこの数値新しく更新を、25年の時点ではかったものは、そのときの数値をそのまま使って除染前と除染後を比較しているという数値になっておりますので、例えば2年前に測定したものというのは、その後の例えば自然減衰などは含まれていない値となっております。ですので、これは実際の除染の効果というものを示した数字となっておるということでお考えをいただければと思います。

それから、2ページに参ります。事後モニタリングについて、ここからご説明を差し上げます。事後モニタリングの目的ですけれども、除染が終了した後、半年以上経過した際に除染の効果が維持されているかどうかを確認するために行います。方法については、全ての地目について除染前、除染後と同じ場所で、すなわち1ページのグラフを書くときにデータをとった点と同じ点で空間線量率を測定して、効果が維持されているかどうかを確認するというものでございます。この際、事後モニタリングを実施する際に、関係人の方、地権者の方から例えば家の線量はかってほしいとか、あるいは屋外であってもこの点がちょっと線量気になるのではかってほしいと、そういった希望がございましたら追加で測定をすることにしております。今年度の現地調査の実施期間については、6月から調査を開始しております、12月ころを目途に終了する予定でございます。9月現在富岡川

以北を中心に調査を進めております。進捗率は9月末時点で28%となっております。

1ページおめくりいただきて、4ページの地図をごらんいただきたいと思いますけれども、4ページの地図で赤がちょっと目立っておりますけれども、赤とか例えば黄色、紫、青といった少し濃い色で点を打っている点が今実際に事後モニタリングを実施したポイントとなります。実際全体として事後モニタリングどこをやるかというのは、そこの地図に薄い緑でたくさんプロットしてございますが、そこも含めたところが全体の事後モニタリングの対象範囲となります。この地図をちょっとごらんいただきながら、3ページのグラフをごらんいただきたいと思いますけれども、3ページには事後モニタリングの結果、速報値をお示ししてございます。中間報告でして、まだ進捗率24%ということですので、今後の調査の進捗により数値は変わる可能性があるということをご了承ください。ここに除染前と除染後と、それから現時点での事後モニタリングの結果をお示ししてございます。除染前と除染後の数値については、1ページのグラフと同じでして、4ページの地図で申しますと薄い緑の点も含めた全体の点における除染前、除染後の数値となっております。緑色の事後モニタリングの結果については、4ページの赤とか黄色とかの少し濃い点のプロットしてある点の事後モニタリングの結果となっております。全地目では、時間当たりのマイクロシーベルトで除染前1.89だったものが除染後0.86、それが事後モニタリングの時点では0.62ということになっております。それから、宅地については1.92が0.71となり、それから事後モニタリングでさらに下がって0.53というふうになっているという結果が出ております。これまでの調査のところでは、除染の効果は維持されているというふうに判断をしております。以上が事後モニタリングの進捗とその速報でございます。

ページをおめくりいただきまして、5ページに参ります。ここからフォローアップ除染の進捗状況についてです。9月30日時点ですけれども、フォローアップの対象件数の想定は精査の結果、現時点で4,050件となっております。この4,050件のうち、これまでに2,628件完了いたしまして、進捗率は65%となっております。

どういう箇所でフォローアップを実施しているかということを6ページにお示ししてございます。これまでやった936件、具体的な測定点としては4,386点になりますけれども、そこについて分析をしたところ、例えば植栽であるとか、雨どいの出口、それから構造物の際など、そういったところがフォローアップの対象となることが多いという結果になっております。

それから、7ページ以降がフォローアップ除染の結果でございます。これについては、フォローアップ除染を実際に実施をしました各個別の箇所について、フォローアップ除染の前と後の線量をお示ししております。まず、7ページのほうは1メートルの空間線量率でして、フォローアップ除染前の平均の空間線量率は時間当たり1.22マイクロシーベルトというものであったのが、フォローアップ除染後には時間当たり0.72マイクロシーベルトとなっておりまして、約41%の低減が見られております。

それから、1センチについては8ページにお示ししてございますが、フォローアップ除染前の平均

値が5.85マイクロシーベルト時間当たりとなっておりますが、これが81%低減がみられまして、フォローアップ除染後には時間当たり1.13マイクロシーベルトということになっております。以上がフォローアップ除染の効果の結果でございます。

それから、それ以降9ページからは参考資料となっておりまして、これまでお示ししてきたものです。例えば1ページのグラフの全地目あるいは宅地の1メートル空間線量率平均値を1ページにお示しましたけれども、その分布をヒストグラムでお示ししております、9ページ、10ページです。

それから、地図それぞれの除染前、除染後の空間線量率をメッシュマップにしたものを見せていただけます。

除染についてのご説明は以上です。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございました。

除染についての説明は終わりましたので……続けて説明しますか、中川さん。

はい、中川さん、どうぞ。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） それでは、青い資料のご説明を引き続きさせていただければと思います。

表題でございますが、富岡町における家屋等解体の状況についてということで、現状の解体工事の状況をご説明をさせていただきます。

1ページ目でございますが、先月末時点の解体申請総数1,570件でございます。前回の全員協議会の8月の10日以降、約100件ほど追加の新しい申請を頂戴しているところでございます。

下の欄の28年度スケジュールでございますが、現在その1工事ということで41件程度の工事、工期10月末ということでございますが、おおむね完了という状況でございます。28その2工事、309件の工事でございますが、現在25班体制、最大50班まで増班を予定しておりますが、今現状は25班でございます。9月の第1週から始まりまして、9月末、先週末までの時点で14件ほど解体が済んでおるところでございまして、早急にしっかりと計画どおり行えるように、しっかりと指導してまいりたいと思ってございます。平成28年のその3工事でございます。181件という工事でございますが、9月の末に開札が行われましたが、施工体制などを確認する公告発注でございまして、今週中に業者が決まるという予定で進めてございます。一番下のその4工事でございますが、夜の森近辺の復興拠点エリアの15件という工事でございますが、こちら今月末の開札予定を考えてございます。一番下の米印でございますが、これまでこの議会ででもご説明しておりますとおり、約800件今年度を目指すという状況でございまして、残りの未着手の事案につきましても調整を引き続き早急に進めてまいりたいと思ってございます。

続きまして、2枚目の資料でございます。こちら来年度以降の方針ということでございますが、こちらの全員協議会でもご指摘を頂戴しておりますけれども、来年の春に解体の工事をとめない、そういう発注をしっかりと環境省としても行っていく必要があるというふうに認識してございまして、発

注の仕方というものを環境省として検討しているところでございます。また、下の欄でございますが、議会等でもご指摘をいただいておりますが、倒壊のおそれのある家屋ですとか、全壊している家屋ですとか、こういった危険家屋というものを町と一緒にリスト化をさせていただいております。おおむね大体100件ほどのリストをつくさせていただいておりますが、そのうちの約50件につきましては解体申請がなされていることを確認してございます。この申請がなされている50件につきましては、今年度中に速やかに解体を行っていくつもりでございます。未申請の物件約50件でございますが、この案件につきましても地権者に粘り強く交渉いたしまして、環境省としても申請を促していきたいというふうに考えてございます。ぜひご懸念の物件等ございましたら、一報いただけましたらと思ってございます。

簡単ではございますが、解体工事の進捗状況ご報告をさせていただきます。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございました。

除染の進捗状況、あわせて解体工事についての説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） では、ちょっと除染のことでお伺いしたいのですが、まず5ページでフォローアップの除染の対象想定件数4,050件に対して6割、約7割近く今終わっているのかなと感じるのですが、これは予定どおりなのかなと思っていて、いいことだなと思います。ただ、その中で以前の全協でもちょっとお願いしていたと思うのですが、工事のほうの進捗はなかなか順調だと思うのですが、データがまだ9月22日時点で24%ぐらいしかとれていないということなので、やはりちょっと気になるのはこのデータなところもあるものですから。我々としても早くどういうふうな変化が起きているのかというのを知りたいところもあるので、このあたりのまず工事今7割近くいっていると思うのですが、これがいつぐらいに終わる予定なのかと、あと今度はデータの取りまとめがどのぐらいで最終的なものが上がってくるのかというのを教えていただきたいのと、あと3ページになるかと思うのですが、全地目でも線量下がってきているというのが見えるのですが、その中でやはり森林がどうしても手つかずなところがあって、なかなか下がっていないというところ、前から懸念があると思うのですが、このあたりの目安か何か出ているのかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（塙野芳美君） 須田さん。

○福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） ご質問ありがとうございます。

まず、フォローアップ除染の進捗でございますが、5ページになっておりますけれども、今現時点で65%ということで、9月末7割程度ということで目標にしておりました。ちょっと雨の影響とかでおくれておりますけれども、おおむね7割近くにまで落としているという状況でございます。

それから、事後モニタリングについては2ページにお示ししておりますとおり、調査の実施期間としては年末までを予定しておりますが、具体的なデータがいつ取りまとまるかということについては、

後ほど中川のほうから回答させます。

それから、森林がほかの地目に比べて高いのではないかというご指摘については、森林については現在人の宅地、お住まいのところとかに影響があるところについてやるということになっておりまして、森林が高いことによって人がお住まいのところに影響があるようなことがあれば、その辺については丁寧にやっていきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） ご質問いただきましてありがとうございます。

まず、フォローアップ除染と、それから事後モニタリングについてデータが取りまとまるのはいつかというご質問でした。まず、フォローアップ除染なのですが、フォローアップ除染については工事自体がおおむね1月末までには全部終わるようにということで考えております。データの取りまとめ、それから公表までには1カ月程度いただければと思っております。

また、事後モニタリングですけれども、事後モニタリングについては今のところ12月末までに全ての点の測定を終えたいと考えております。こちらについても、はかった後にちょっと除染前、除染後とずれた点ではかっていたりすると妙に高い値が出たり、低い値が出たりします。そのときに、それが本当にその値なのか、あるいは場所がずれたのかというあたり、しっかり精査する必要があって再測定などもありますので、こちらも単純に考えればかかる作業ではあるのですけれども、1カ月程度お時間をいただければありがたいなと思っております。

ちょっと先ほど見通しについてというご質問もいただいたかなと思っておりますが、先ほど資料の中に4ページのほうに測定が完了した点とこれから測定をする点とわかるように、ちょっと概念図のような感じに見えてしまいますけれども、示しております。これを見ますと、まだ北側のほうとそれから南側のほうと両方残っております。実際に測定した点について見てみると、除染前、除染後の値見てみると町内全体の除染前、除染後の数字と事後モニタリングを終えた除染前、除染後の数字、おおむね変わらない。したがって、比較的今回事後モニタリングを終わってこうやってグラフにお示しできたのはまだ24%なのですけれども、おおむね町内の平均的な値を示しているのかなということで見込んでおります。森林については、唯一ちょっと町内の中では高目のところの調査が進捗しているという状況ですので、森林についてはちょっと今後もう少し下がるかどうかなというところなのですが、全体の平均でいきますとおおむねこの24%なのですけれども、平均的な値をいっているので、今後調査が進捗しても、おおむねこのあたりの数字、多少は上下するかもしれません、大体この数字かなということで環境省としては見込んでおります。

長くなりましたが、以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。フォローアップ除染自体が1月末までで終わるとい

うことで、それ以降も年度内また高いところを狙ってやっていただけているのかなとは思うのですが事後モニタリングって、フォローアップ除染が終わっているところもやっているので、恐らく下がっているのかなと思っているのですが、ちょっと今の説明聞くと、何か同じところをはかっているだけですよ、フォローアップ終わったところはそこをはかっているから下がっているのかなと思うのですが、そこでだから森林が下がっていないのが余りちょっとフォローアップされていないのかなというフォローアップというか森林除染自体が余り決まっていないので、なかなか進捗していないのかなと思ったのですが、それとはちょっと違うのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） ご指摘の件なのですけれども、まず宅地についても事後モニタリング進んでおりますが、宅地のうちフォローアップ除染を行う予定のお宅、あるいは既に行つたお宅、いっぱい、2,000件以上あるわけですけれども、現在できるだけ農地、森林、道路を先に進めておりまして、フォローアップをやったお宅についてはまだほとんど事後モニタリングに入っておりません。ちょっと例外はありますけれども。ですので、こちらの3ページのグラフについて、この低減している様子というのは減衰による効果などとお考えいただければいいと思います。この中にフォローアップによる低減というのは、まだこのグラフとしては入っておりません。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。ちょっと私の勘違いもあったようですが、ちょっとフォローアップ除染でこういった形、宅地どのぐらい下がっているかとか、そういったデータも早く見たいと思いますので、そのあたりもフォローアップ除染が進んでいるのならば、ぜひデータ取りまとめ急いでいただいて早目に、速報値でも構わないので、出していただいて我々にも教えていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） フォローアップについては、フォローアップをしたお宅の事後モニタリングというのはまだこれから、今やっているところなのですけれども、その中で事後モニタリングはあくまでも定点ではかっています。ですが、フォローアップを行つたその場所、必ずしも定点とは限りませんので、フォローアップを行つたその点がフォローアップ除染前、フォローアップ除染後でどのように下がったかというのは、まさに本日の資料の7ページ目と8ページ目にお示ししたところです。ここが局所的に非常に高かった場所がどのように下がったかという点になっております。今後こういったフォローアップ除染をやったお宅の事後モニタリング、定点での測定というのをこれからやっていきますので、この結果についてはご指摘のとおり、非常にさまざまのこと検討していく上で重要なデータと思いますので、できるだけ速報値、誤解のな

いようにですけれども、示していきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） この資料で、空間線量なのですけれども、ほとんど地上1メートルでやってあるのです。8ページに1センチというのがあるのですけれども、やはり地上1センチのも出してもらいたいのですが、その辺が1点。

あともう一点は、やはり私森林除染、これを強く求めるのです。やはりこれから住民が帰還した場合に、森林って除染やってもそんなに下がってこないです、18%減ということで。もし森林火災なんかあった場合に、その煙を吸った場合に住民どうなるのかなとか、消防団員も大変だなと思うのですけれども、やはり本腰入れて里山とか森林とかやるべきだと思うのですよ。やはり20メートル縛りというのはとらないと、帰還した住民がそういった被害に遭った場合大変ですから、その辺もちょっと考えてもらいたいのですが。

あともう一点、3点目は解体。解体の工期というのは、平成29年2月とか3月とかというのはあるのですけれども、その2、その3、その4と。これは解体の工期であって、解体したものと焼却する工期ではないと思うのだ。やはりこういった解体のがらというのかな、そういうものをどこで燃やすのかな。この辺は、中川さん、今の施設を帰還困難区域のその4なんかもやはり相当な線量になっていると思うのだけれども、こういうものも今の焼却炉で燃やすのか、新たにまた別なところにつくるのか、その辺の考え方聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） まず、1センチの線量を示してほしいということでございますけれども、事後モニタリングの際に1センチの空間線量もはかっておりますので、ちょっと今後出し方について検討していきたいと思います。

それから、森林除染についてですけれども、ご指摘のとおり今20メートルを目安に、先ほども申し上げましたとおり、宅地への影響などを考慮して宅地のほうに影響がある際には除染をするということで進めております。全体をやるということになりますと、例えば森林の機能を損なうおそれなどもあるということで、政府として除染だけではなくほかの森林再生の事業なども活用した形で里山再生をどううまくやっていくのかを考えております。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ご質問ありがとうございます。

資料に記載しております工期でございますが、ご指摘のとおりこれは解体工事の工期でございます。解体工事から発生しました廃棄物につきましては、困難区域のものも含めて既存の仮設焼却炉で焼却をというふうに考えておるところでございますが、仮設焼却炉の期限が来年3月末という状況でござ

いますので、現在環境省といたしましては、まず今地権者の皆様とかのご理解をいただくべくお話をさせていただいておるところでございます。そういったご理解の上で、しっかりと解体工事及び仮設焼却炉での焼却というものを進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ぜひ地上1センチも出してください。

あと、里山の森林除染なのですけれども、宅地に影響を及ぼすと今言いましたけれども、日常生活に支障がある、これは当たり前なのですよ。例えば異常が発生した場合、東日本大震災級の地震とか津波とか、そういうものは当分の間、もう1,000年単位という話もありますから、そういう災害には今のところそんなに心配はないですけれども、火災というのはやはり人間が住めばかなりの確率で、全くないということはないので、私の質問は森林火災があった場合に住民の健康はどうなりますかという質問なのですよ。それを考えたときに、里山モデルとか、そういったので検討と今お話ありますけれども、住民の健康を優先させた場合に、やはり森林は18%しか下がらないのであれば、もっと気合いを入れて除染すべきだと思うのですが、その辺をもう一度答弁ください。

あと、家屋解体の件に関してはぜひ机の上で第3、第4と、そういうふうに計算するのもいいのですけれども、地権者の理解を早く得られるようにそっちも、私はどっちかというとそっちのほうがはっきり決まってからの計画ではないのかなと思うのですけれども。契約してしまって、やはりそこで燃やすことができなかった、延長できなかったといった場合に、その計画どうなってしまうのということもありますので、その辺をよく考えてほしいと思います。

以上2点です。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） 森林について非常時、例えば火災なんかが発生したときの影響も考慮すべきではないかというご指摘ですので、そういったご指摘もあったことを踏まえて今後検討してまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ただいまご指摘いただきました件は、ごもっともだと思ってございますので、しっかりと地権者の皆様と調整を図ってまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 確かにこれは答弁にかなり困ると思うので、本部長のほうからの答弁でお願いしたいのだけれども、費用対効果も大切だと思うのです。やはり阿武隈山系、森林、里山、これ全部やってしまったら物すごい面積だから。今までの平坦地の宅地の費用なんか比べ物にならないくらい

い確かに費用がかさむ問題だと思うのですが、やはり健康被害、そっちのほうを優先させればやはり町が望むような森林くらいは、阿武隈山系全部やってくださいとは言いません。しかし、住民が住むところから20メートルというのは余りにも私は少な過ぎると思います。だから、そういう異常時が発生した場合でも何とか住民の健康は損なわれないというような広い範囲、人間が住むところは面で森林もやってくれるというふうな考えが必要かと思うのですよ。これは、お金がかかるからというよりは、お金よりは健康のほうが優先させるべきだと思うのです。その辺、本部長の考え方聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） 森林の除染に関しましては、昨年の年末ごろだったと思いますが、環境省の検討会でもって生活圏を除いては行わないというようなご説明をしたことがあります。そのことが報道された後に、福島県の多くの関係者の方からそれに対するたくさんのご意見をいただきたところでございまして、森林についてもっと丁寧に対策を講じてほしいと、こういうご意見がありましたので、それを踏まえて政府全体として、これは環境省だけできることではございませんので、林野庁、それから復興庁も一緒になってこの問題を検討したと、こういう経緯がございます。その結果として、環境省としては人が日常的に立ち入るような、そういう森林については地元のご意見をいろいろお聞きしながら、除染についてそこはやっていくというような方針を出すと同時に、ただそれについてもある程度限定的にならざるを得ませんから、それ以外のところに関しては林野庁のほうで森林の再生という観点から取り組むというような方向性が出されたところでございます。それらをうまく組み合わせながら、森林再生モデル事業と。これは、復興庁の交付金も活用したものも、これも含まれるわけでありますけれども、そういうことでやっていこうという、こういう方針になりました。

ですから、私どもはまずはこのモデル事業を各市町村それぞれにおいて、どこでやるのかという調整を今進めているところでございますので、そのモデル事業を実施していくと。それからさらに、人が日常的に立ち入るようなそういう場所があるのであれば、そこはまたいろいろご意見をお伺いしながら対応をしていくと。この2つが基本であると考えております。今議員からご指摘のあったところに関しましては、なかなかこの場ですぐにこうしますということをお答えするのは難しいところでございますけれども、そういうご意見があったということを踏まえまして、また関係省庁にもお伝えをしながら何ができるかということを検討させていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） フォローアップの3ページのこちらの、先ほどもありました森林の除染なのですが、これは20メートル以内の除染の結果だと思うのですが、なかなか下がらないということではあるのですが、実際にフォローアップ除染というのはどのくらいの件数の除染をされるのか。これか

らやるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、解体のほうなのですが、危険家屋の解体ということで以前にも私のほうからも意見させていただきましたが、大分進んで100件中50件が解体申請されたということで前には進んでいると思うのですが、残りの50件については今現在どういう状況なのか教えていただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 須田さん。

○福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） まず、フォローアップの件数ということでございますけれども、5ページをごらんいただきたいと思います。全体としては、全体で4,050件、現時点では2,628件でございますので、残りのあと1,400件程度がフォローアップの対象と、残っている分がございます。そのあと特に森林の部分でというのは、森林でやるとすると宅地に影響があるようなお宅の周りの森林のところをフォローアップする可能性がございますけれども、そこは、済みません、この中で何件ぐらい含まれるかというのは今手持ちの資料ございませんので、ちょっとそこは回答できないということでございます。済みません。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ただいまご指摘ございました危険家屋の残りの未申請の案件の進捗でございますが、おおむね半分程度は連絡がとれておる状況でございまして、役場または環境省から電話をさせていただいておりまして、その中の反応といたしましては早目に申請をしていただけますというような反応が多い中ではございますが、もう少しまだ、何というのでしょうか、代理人の方と話をしたいとか、そういった反応もございます。電話連絡とれていない半分ぐらいの方は、電話はもうしないでほしいですか、そういうふた反応もございます。そういう中で、まずは連絡とれている方から申請を促すということを10月、11月と集中的にやっていきたいと思います。連絡がとれない方につきましては、町役場ともよく相談をして丁寧に慎重に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 森林に関して件数が把握できていないというのはちょっと困るのですけれども、後ででも結構ですので、教えていただきたいと思います。

それで、いろいろ町民からのお話を聞きますと、宅地に隣接する森林が1度は除染はしたということなのですが、除染方法にしてもしっかりと、森林といいますか、土の上というのが葉っぱが落ちてそれを除染したような形で、葉っぱといつても事故後時間がたってから、3年、4年たってからの葉っぱが落ちているので、それは汚染されていないのです。汚染されていない葉っぱを除染して剥ぎ取って、その下に古いもう腐葉土みたいになったそういった葉っぱが出てきて逆に上がった这样一个も聞いております。それを今度また時間がたちまして、新しく今度落ちた葉っぱが表面になればまた線量が下がるのです。そういうものを根本的に、一番下の腐葉土を除染しないと下がらないと思う

のですが、その辺でちゃんと除染する前の説明として、しっかりとそこまでできませんとか、あと例えば樹木を傷つけるからそこまではやらないとか、あとは人によっては樹木はどうでもいいからやつてくれという方にはやっていたらしいのですが、そういうところでちゃんと町民のその土地の方の意思を尊重するような説明をしていないと思うのですけれども、やはりそういうところもありますので、ぜひフォローアップの中でも森林の20メートル以内の庭の除染をしっかりとやっぱりやっていただかないといけないと思うのですけれども、その辺は今後やっていただくことはできるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） まず、宅地周りの森林の基本的な除染のメニューとしては除草と堆積物除去ということで、おっしゃったとおりでございますけれども、さらにそれでまだ宅地への影響が残っているということであれば、腐葉土みたいなところの層の除去まで含めて、そこは地権者さんのご意向も踏まえてやっております。ですので、またここのお宅が心配だということがあれば個別にご相談をいただければと考えております。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ですから、相談をしているのですけれども、結局線量が下がっているので、できませんというふうに私は聞いているのですよ。ですから、その辺ちゃんと除染の業者さんにしっかりと徹底していただかないと。環境省のほうではそういう考えでいても、実際に立ち会ってみたらそこはできませんというのが実例としてありますので、ぜひその辺徹底していただかないと。言わない人は損をするという形ではおかしいと思うのですよ。ですから、そういう森林、特にやっぱり敷地の多い町民の方で言えない方もいますので、わからないという方もいますので、その辺は逆に環境省から除染業者もしくは事前の調査する会社ありますよね、そういうところにしっかりと言っていただいて、言われなくても言うような体制にしていただかないと実際やっぱりできないと思うのです。ですから、その辺徹底してお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） ご指摘踏まえて対応したいと思います。

○議長（塚野芳美君） 赤羽さん。

○福島環境再生事務所県中・県南支所首席除染推進官（赤羽郁男君） ご指摘ありがとうございます。

大変そのような印象を与えて申しわけありません。今後我々が監督職員もそのような不公平さがないように今後指導して、我々もそのように住民に公平に行っていくようにいたしますので、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） フォローアップ除染について、確かに7ページ、8ページを見ますと、線量が低減されているなというふうに感じるのですが、この結果表がこういうふうに我々に示される前に

フォローアップ除染をした過程に結果報告というのはなぜされないのか、まずその点1点と、富岡町における解体工事なのですが、確かにその2、その3、その4、29年2月、29年3月には完了する予定になっておるのですが、その後において例えば解体除染ということは考えられるのです。除染する期間があるのかどうか、もう帰還する時期になってまだ除染をしているというような状態であれば帰還宣言できないと思うのです。恐らく解体だけでは終わらないと思うのです。除染も必要になってくると思うのです。その点2問、お伺いいたします。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） フォローアップ除染について、除染の結果が関係人の皆様方へご報告がされていないのではないかというご指摘、まことに申しわけありません。フォローアップ除染の結果については、前回ご説明したとおりフォローアップ除染が終わってからおおむね1カ月程度でご報告を地権者の皆様にできる見込みであるということでお伝えいたしましたが、ちょっと作業が、大変申しわけありません、おくれております。ただ、9月で既に65%の現場の作業が完了しましたので、現在除染事業者に報告書を一刻も早く皆様のもとにお届けできるようにと。またその際に、先ほど8ページのグラフなどを見ていただくと、フォローアップ除染をしてもなお3.8マイクロシーベルトを超えるような点があるわけですけれども、こういった点について、やはりそのままの数字で何の説明もなく送ってしまうと、一体これは何なのだとご心配をおかけすることになりますので、こういった場所についてなぜこれ以上下げる事が難しかったのかなどについて少し追記をしてお送りできるようにということで、今一生懸命作業を急がせております。発送作業が遅くなり大変申しわけありません。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ただいまご指摘いただきました件でございますが、基本的には解体を行う物件につきましては除染、宅地ですとか周りの庭ですとかの除染は終了しているという状況でございますので、解体のおくれに伴いまして除染が行われないということはないと認識してございます。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） 確かにフォローアップ除染の結果、低減されているなと思うのですが、私の依頼したところの物件の調査はもう3カ月前に終わっているのです、フォローアップ除染が。それで、そのフォローアップ除染する前にはちゃんと除染前、除染後の結果表が来ているのです。それで、フォローアップ除染をした後に、私は業者に聞いたのです、いつこの結果表は送ってくれるのですかと聞いたら、いや、環境省のほうからそれはまだ出してくれとも何とも言ってこないですから、それは出せませんというような返事だったのですが。今になって出すということを聞いて、やはりこれはな

ぜフォローアップ除染して下がっていないから出せないのかなというふうに我々は感じのですよね。確かに舗装の亀裂に、舗装を剥いで何所か舗装し直した部分もありますが。ですけれども、宅地全体をそういう舗装を全部し直すということはしていないですから。その辺も不安に思うのです。だから、まだ高い部分があるから出せないのかなと思いますから、一日も早く、普通はこの結果表が出る前に我々のところに来なければならぬ表なのです、本来は。そうですよね。それで、こういう結果表を我々のところへ見せて今示されて、ああ、やっぱりフォローアップ除染してこれだけ低減しているなということはわかつております。その点、改めてこの件においてお伺いします。

それと、解体のほうなのですが、先ほど解体する前に除染をしているからもうする必要ないというような返事が返ってきたのですが、それはないと思うのです。除染していないから、解体で全てを庭まで剥ぎ取ってやるのかどうか、ここが問題なのです。やってくれれば、何ら問題ないのですが。それで、やはり線量調査というのもしなければならないと思うのです、当然。解体したから全てそれで終わりですという、本来は解体というのは建物だけのところを、以前1軒解体したところがあったのですが、その建物部分のみのところはやらないですよと。建物の床下の部分はやらないですよと。確かに床下は線量がそれほど高くないからやらないのかなということを思ったのですが、結果的に周りから線量を浴びていれば近間で恐らく基礎の下まで行っていると思うのです。昔の基礎というのは、今みたいにコンクリート打ちではないですから。土のままの部分が多いですから。ですから、やはり解体除染、これはやはりやっていただきたいと思うのですが、その辺をもう一度お伺いします。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） フォローアップ除染の除染結果報告書がおくれていることについて、疑念を持たれているような状況を招いてしまい、まことに申しわけありません。決して高いところがまだ残っていて関係人の皆様にご報告したくないから出していないとか、全くそういうことではなくて、除染事業者さんのほうからフォローアップ除染をして、このぐらい下がりましたという報告を環境省に一旦出してもらって、その上で環境省のほうでなぜここが下がり切らなかつたのかとか、そういう点もしあればその辺を現地をもう一度確認して線量が本当にもうこれ以上下がらないのか、あるいはもっとほかの新たな別の方法やれば下がるのではないか、そういうことを検討してから、ではもうこの数字でフォローアップ除染の結果報告書を出しましようというようなプロセスになっております。したがって、そういうところで除染事業者の方、環境省がまだ出さないでと言っているというふうに申し上げたのは、そのようなことかなと思っております。誤解を招くようなことのないよう、速やかに作業を進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ご質問ありがとうございます。

ご指摘の点でございますが、解体工事自体におきましても、解体の前と終わった後で線量の確認を現場でございまして、居住制限区域の解体におきましても解体後に線量上がっているという事例というものは確認できございません。しかしながら、ご指摘の点、ご不満な点というのは当然ありますかと思いますので、解体の受注者とも少し相談をしまして地権者様のそういったご不満、ご懸念をどういうふうに払拭できるのか、よくよく話を進めまして丁寧に解体工事を行っていきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 11番、黒澤英男君。

要約してお話ししてください。

○11番（黒澤英男君） はい、わかりました。大体この2点わかりました。

それと、最後にもう一点だけ伺っておきますが、町内には危険家屋がまだあるのです。メイン通りに、私の事務所の近くのメイン通りの2軒。これはもう倒れかかって、いつ倒れてもおかしくない家屋があるのですが、それも前から私指摘しているのですが、なぜそれが解体できないのかどうか。環境省のほうでは、それが入っていないのかどうか、その辺町のほうと打ち合わせされているのかどうか伺っておきます。

○議長（塚野芳美君） 暫時休議します。

休 議 (午後 3時22分)

再 開 (午後 3時23分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

中川さん。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ご指摘の2件でございますが、大変申しわけございませんが、どの物件だか、申しわけございませんが把握できございませんので、しっかりと後ほどお話を頂戴いたしましてリストに入っている、入っていない、確認をさせていただければと思ってございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 1点。3ページの事後モニタリングの速報値の森林のところなのですけれども、これ森林というのは多分森林全部を指してこのモニタリングのデータがなっているのですけれども、宅地に面した森林のみ別枠でモニタリングの結果を出すということは可能だと思うのですけれども、出していただけますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 事後モニタリングのこのグラフに示している森林というのは、確かにご指摘のとおりでございます。森林は、宅地などから隣接す

る20メートルの範囲除染しておりますが、この数値は林縁、森林の端っこから10メートルの位置で測定をしているものでございます。宅地に隣接する森林と、そのほかに隣接する森林、分けられるかどうかについては少しちょっとデータを確認させてください。できるだけ出せるようにはしたいと思いますが、ちょっと現時点では申し上げられません。後ほど確認をさせてください。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 後日出しますで終わるのかと思ったら、出せるかどうかわからないって、済みません、森林除染というのは農地のところとか道路とか全部やっていて、その全部やっている森林のところで出ているので、それの中の宅地のところの森林のポイントがわからないなんて、そんなデータの集計の仕方をしているのですか。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） データベースについて申し上げますと、それぞれの測定点について宅地、農地、森林、道路といった分け方をしておりまして、宅地に隣接する森林なのか、農地に隣接する森林なのか、道路に隣接する森林なのかというの直接はそのデータには入っておりません。したがって、地図上緯度、経度はそれぞれの測定点に記録がされておりますので、緯度、経度と見比べながら宅地に隣接する部分、それから宅地ではないものに隣接する部分、分けるような形になるのかなと思っております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 状況はわかりました。それでは、申しわけないのですが、次回までには宅地に接するところの森林のちゃんとした、事前、事後の状況をきっちり出していただくということで了解をいただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） ご指摘いただいた点踏まえ、今後の対応を急ぎ検討したいと思います。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 1点だけ教えてください。

再三今森林出ているのですが、私は前もお話ししたと思うのですが、森林というよりも木自体の除染をしない限り無理ではないかと私は思っているのです。なぜかというと、この前フォローアップをしていただきました。その場所を1回除染した後はかったのです。そしたら、多少は下がったのですが、またこの前そこでフォローアップするという形になつたらまた上がったと。基本的には、何人の議員からも出ましたけれども、堆積された木から出る葉っぱであると。基本的に、それをとるとい

うことと、坂川さんも一応下がらなければ何回もやるということを言われましたけれども、ただ基本的にこれからは除染というのは本当の森林をやるために木をどうするかの問題だと思うのですが、そういう形で除染というの、先ほど言われた中で林野庁が森林の再生と考えているのですが、そういう面で、その話も始まったばかりだと思うのですけれども、どういう形にするのか。それとあと、木の除染というか、そういう形に思っているのか、ちょっとそのことを教えていただけますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） まず、森林再生モデル事業、これをどのようにやっていくのかというところについては、今まず場所を決めるというところから各市町村の方と相談をしているところでございますけれども、その中で森林再生のほうをどうするのかということ、これも林野庁とともに検討していきたいと思っております。その上で、木自体の除染が必要ではないかということなのですが、私どもの今考えていることは、恐らく木自体やまたは新しい葉っぱについては余り汚染がされていないのではないかというふうに考えておりまして、やはりかつて原発事故が起きた直後、それから余り時間がたっていないころのものが汚染が多かったものだというふうに考えておりますので、基本的には地上に落ちているだろうと、こういうふうに考えております。ですので、先ほどのご質問でもありましたが、もし森林の除染を一度やってみて、まだ宅地のほうに大きな影響を及ぼしているというようなことが推定される場合には堆積物の除去だけではなくて、もう少し丁寧に上にたまっているような堆積、腐葉土のようなものまで含めて除去をするというようなことも今後考えていきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 今木のほうの葉っぱにもうついていないのではないかと。実際には、落ちても影響ないのではないかということを言わされましたけれども、実際的に本除染のときに私は木の下をある程度剥いで、ほとんどとて置いておったところがフォローアップになったということは、基本的に原因は土ではない。でなければ、では堆積した葉っぱではないのかと思ったので、実際的には葉っぱ既についていないという言葉が、それが正しいのかというのは、私正しくないと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） これは、林野庁のほうの調査結果によるものでございますけれども、県内の森林において放射性セシウムがどこに分布をしているのかというものを調べましたところ、葉っぱであるとか枝については非常に少なくて0.5から2%程度であったと。そして、落葉層が全体の9から19%、土壤が87%、89%程度と。こういうようなことでございますので、やはり新しく落ちる葉っぱなどには余り含まれていないであろうと、このように考えているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） では、実際的に再度聞きますけれども、フォローアップされたということは現実しております。それで、きれいにやってもらいました。ですから、すぐはかられると思うのですが、実際的にまた堆積したときに出ると僕は思います。でしたら、今回フォローアップしたところを、年明けてある程度葉っぱが堆積した後にはかっていただくような形で、もう一度調査をしていただきたいということを強く要望します。

終わります。

○議長（塙野芳美君） 赤羽さん。

○福島環境再生事務所県中・県南支所首席除染推進官（赤羽郁男君） ご質問ありがとうございます。 そのように追跡モニタリングもさせていただくようにいたします。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） フォローアップ除染の進捗状況ということで、細かい数字出していただきましたが、毎回私言っているのですが、除染の結果、フォローアップでも何でも結果、平均値ではなくて最大と最小も出してくださいと。一番重要なのは、最大値が重要なのです。宅地周りと森林に関してはやっぱり最大値出してもらわないと、影響範囲考慮すると高い数値が残っていれば戻ることは不可能になってくるのですよ。あなたは、平均値で全部出しますが、平均値なんて余り帰る、帰らないには問題、影響しないのですよ。幾らかという数字が問題ですから、高い数字あると戻れないですから。毎回私言っているはずなのです。それ出していただきたいと。今わかるのであれば教えていただきたいと。

あと、来年解除になると仮定すれば、いつも言うのですが、困難区域の線引き上の50メートル除染入っていますが、富岡町内でいうと半分はまだ除染しますとうたっていないのです。環境省さんは、一番最初から困難区域と準備区域の線引き上の影響範囲は除染しますよと、解除をするまでは。そういう状況の中で、今からそういうことをやっていったら間に合うのかどうか、来年の4月に。それで、今現在夜の森地区やっているのは50メートルでうたっていると思うのです、50メートル。富岡の検証委員会の書類だと、影響範囲20メートルということで、生活圏から20メートルと出てきているのですが、どっちが間違いなのかお聞かせください。多分夜の森やっているのは、線引きから50メートルで今現在行っていると思いますので、その辺。

あとは、解体なのですが、解体に関しては私が言っていたとおりになってきたのかなと思うのですが。全数量でいうと、今発注を目前としている数量でいうと547件くらい発注できるような状況になっているのかなと思うのです。そういう中で、今年度の解体検査が800件に目標を立てているということで、かなりの数字残っているのかなと。二百五十何件残っているのかなと。そういう状況の中でいうと、ちょっと無理な状況が生まれてきているのかなと思うのですが、その辺をお教えください。

あと、先ほど質問にも出ましたが、焼却炉の問題。焼却炉は、焼却するものは28年度まで全数量焼

却して、解体して返しますよということを環境省さんはうたっていたはずなのですが、まだ延長しますよというきっちとした報告は我々にないのかなと。ただ、地権者のほうは延長をお願いしますと歩いているようですけれども。といいますのは、焼却炉は燃やすものなくて焼却炉に行っていた人たちが解雇されたという経緯があります。多分今月解雇したと思うのですよ、全員ではないですけれども。それは、燃やすものなくて解雇したのだと思うのです、必要なくなったから。それだったら、もう全部焼却炉解体すればいい話であって。それで、先ほど出ましたが、今から困難区域の解体物も燃やすわけですから、山の中のほうの線量の数値の高いところで燃やしてくれれば余り影響ないと思いますので、その辺を明確にしていただきたい。

あとは、解体の件に戻りますが、状況によっては年度越しで出てくるのかなと思うのですが、その辺、今年度の800件の中でもそういう可能性が出てくるのかどうか、その辺もお聞かせください。

○議長（塙野芳美君） 須田さん。

○福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） まず、結果について平均値ではなく、最大値、最小値なども示してほしいというご意見でございますけれども、個別のお宅のデータについては地権者さんに個別にお返しするということにいたしております、こういったまとめた形では、例えば参考資料の9ページ、10ページにお示ししているような形で大体の分布などをお示してございます。例えば事後モニタリングの結果などについても、このような形でお示しするような方向でちょっと今後検討してまいりたいというふうに思います。

それから、帰還困難区域の除染についてですが、まず範囲についてのご質問でございますけれども、今やっている夜の森地区については復興拠点と復興拠点につながる主要接続道路の部分ということで除染範囲が決定されておりまして、50メートルというのは主要接続道路の部分ということで、検証委員会のほうでおっしゃられている影響範囲ということとはちょっと考え方方が違って設定されている範囲であると理解をしております。

それから、除染は間に合うのかということでございますが、接続道路の部分の復興拠点の南側の道路の隣接部分については、今のところ年度内には終わる見込みです。進めております。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ご質問ありがとうございます。

3点ほどご質問があったかと思います。まず1点目、解体のスケジュール800件という数字は無理な状況ではないかというご指摘でございましたが、今10月でございますが、環境省といたしましては、その2工事やその3工事進めて行く中で既存の事業者への増工ですとか、そういったことも含めて可能な限りこの工事で進めていく手段を模索しているところでございます。

そういった中で、2点目の来年度の年度越えの発注にも入っていくのかというご質問でございましたが、まずはしっかりできる限り安全な、住民の皆様にも不安を持っていただかない安全な工事を目

指しながらそういった数字を目指す中で、まずはそこを目標にしっかりと頑張っていきたい、受注者と調整してまいりたいというふうに考えてございます。

また、焼却炉の話でございますけれども、ご指摘のとおり地権者様のご意見を今伺っているところでございまして、そうした中で何年、どれくらい延長というような話というのは、こちらから明確にお示ししているところではないという状況でございますけれども、これまでも全員協議会などでご説明させていただいているとおり、夜の森の解体ですとか除染。今後解体申請まだ受け付けている状況でございます。そういうことを考えますと、来年度も引き続き焼却炉というものがどうしても必要になってくる状況でございます。ただし、どれくらいの期間というものが本当に必要になるかにつきましては、もう少々検討に時間がかかると考えてございまして、地権者の皆様のご意見ですとかそういうものを踏まえまして改めましてまたこの議会へ、町役場ともしっかりと調整させていただいた上で協議を諮らせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○13番（渡辺三男君） もう一点あるのではないか。焼却炉燃やし終わったから解雇したのだと思っていたが、違うのか。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） 大変申しわけないのですが、ちょっとその解雇の件調べさせていただければと思っております。現在承知してございませんので、調べさせていただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 事後モニタリングに関しては、個人個人には数字出しているの、それはありがたい話なのですが、我々もやっぱり帰町をするか、しないかはこの議会でも多分全協やら何やらでもむのかなと思うのです。そういう部分で、やっぱり必要なデータだと思いますので、ぜひ最小値は要らないですから最大値ぜひ出していただきたいと、そう思います。

あと、南側の困難区域との線引きの南際の道路に関しては年度内に終わるという話聞きましたが、まだ発注もしていないでしょう。今の拠点整備の中でやっていく、南へ走っていく点滅信号から太平洋まではまだ出していませんよね、発注。それ影響範囲が拠点整備だから50メートルだと。それで、拠点整備から外れたところは20メートルと言っていますが、20メートルは20メートルでいいです。ただ、発注しない限りは多分終わらないと思いますので、いつころ発注して本当に年度内に終わるのかどうか。そういう目標数値を掲げているのかどうか。

あと、解体に関しては中川さんが鋭意努力してできるだけ800件解体目標としていると。ありがたい話で、ぜひやっていただければ地元に戻る日も近いのかなと思いますので、ぜひ努力方お願いします。

あと、年度越しに関してはいろいろ今から状況いろいろ踏まえて考えていくのだと思いますので、

できるだけあかれないような状況で進められれば早く終わるのかなと思いますので、ぜひお願ひします。

あとは、燃やすものがなくて解雇したという件に関しては、現実そうですね、窓動いていないでしょ、余り。だから、多分間違いないのかなと思いますので、ここで報告できなければぜひ後で報告いただきたいと、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） まず、帰還困難区域の境界部分についてでございますけれども、例のこれから行おうとしている夜の森のところの50メートル、これはもうできるだけ早くやっていきますけれども、もう一方の残りの部分、これに関しましては先日この全員協議会に支援チームや復興庁とともに帰還困難区域の考え方についてご説明させていただいたときにも同じようなご質問があったかと思いますが、結局あそこに書かれております考え方を踏まえてこれから対応していくことになります。あそこに書いてあることは、境界部分です。宅地に接するような帰還困難区域の境界部分についても必要な対策を講じていくと、こういうふうに書かれていることを、そこをよりどころとして私ども今後除染の準備を進めていきたいと思っておりますが、その点についてどのようにやっていくのかというところ、今後また復興庁支援チームとも考え方をすり合わせていく必要がございますので、その辺の調整もなるべく早く進めてまいりたいと、このように考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 最大値の件とそれから発注もしていない間に合うのかということには全くお答えしないのですけれども、どういうことなのでしょう。

中川さん。

○福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 事後モニタリング等の最大値については、お示しすることができます。ただ、個人宅などもありますので、具体的にピンポイントにこの場所だというのはお示しできないと思いますが、その場所が庭の真ん中なのか、排水溝のあたりなのかというような情報とともにお示しをできるのではないかと考えておりますので、早急にデータを確認したいと思います。

最大値については以上です。

○議長（塚野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） まだ発注していないのではないかという、そういうご指摘でございまして、例の境界部分の今後していく帰還困難区域のところについては、まだ発注していない部分があるというのは確かでございまして、その点については今後のスケジュールを含めまして、あとどの範囲のものをやっていくのかというところに関しましてもまだ復興庁支援チームなどの調整も必要なものでございますので、それを踏まえてなるべく早く発注に持つていけるように調整してまいりたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 事後モニタリングに関しては、そんなに難しい数値を要求しているのではないです。平均値出すからには、上と下を計算して平均値出るのですから、その上を言ってくれれば1件1件ピンポイントでどうだこうだではなくて、それをお願いします。

あと、今の困難区域の影響範囲ですが、困難区域と準備区域分けたのはほとんど道路境なのです。大字境とかいろいろな境をうたっていますが、ほとんどが道路で切っているのです。沢境にしたのなんかは本当に少ないくらいで、そういう部分で今はまだ発注していないところ、影響範囲受けるところでも人家も建っているところありますし、人家でなくて山であっても道路通ればやっぱり影響範囲ということは放射能の影響を受けますので、それは当然私はやるものと思っていたのです。いろんな考え方で、国のはうとしてはそういう考え方なんかなかったように私感じるのですが、これは絶対やってもらわないと解除の条件に入りますよと何回も私言っているように、多分議員さんみんなそういう考え方だと思いますよ。それで、一日も早く解除しないとマイナスの部分がいっぱい出てきているのです。だから、解除したいという気持ちがあってもきっちりやるべきことをやってもらわないと、それには同意できなくなってしまいますので、そういう問題は早急に解決してくださいよ。だから、環境省さん、国が自らのルールで自らの動きでおくれたものは勝手におくれさせてくる。やってくれといふものは、頑として聞かなくてやらない、発注しない。そんなのでは、私は全然あなたらの話なんか聞く耳持たなくなりますよ、そうでしょう。焼却炉の問題もそうです。町の拠点整備の、目の前にああいうもの、いつまでもあったのでは拠点整備した意味なくなってしまいますよ。それで、燃やすものないから入っている人たちを解雇しながら、そしてあなたらおこらしているのでしょうか。そんなの誰も聞く耳持たなくなりますよ、そういうこときっちりしてくれないと。だと思うのですが、一つ一つ聞いてもしようがないですから、本部長どうですか、その考え方、私の考え方間違っていますか。

○議長（塙野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） まず、帰還困難区域の除染に関しては、ことし8月末に政府の考え方がようやく取りまとめられたということでございます。その以前には、まだ考え方がなかった時点では、拠点区域、復興の拠点となるところというものがきっちり設定できるということであれば、そこは除染することが可能と、こういう考え方が当時から暫定的にございましたのでその考え方を踏まえて夜の森についても境界からおおむね50メートルの範囲など、あそこの部分約二十数ヘクタールです。その分については、復興拠点であると、こういう位置づけでもって除染をしましょうということになりました。

○13番（渡辺三男君） いや、そういうことではなくて、最初から影響範囲20メートルと出してきたのはあなたらでしょう。では、向こうから太平洋までは影響ないのですか、20メートルに関して。例えばそこを通る人に。あと、人家もあるのですよ、そこ影響ないのですか。我々が言ったのではなくて、環境省が影響範囲20メートルと言ってきたのでしょう。私はそれを言っているの。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） 宅地から20メートルの範囲内については、森林についても影響があり得るということでそこは除染をしましょうということになったのですが、ただ残念ながら帰還困難区域についてはそういう考え方を当てはめることができなかつたということで、ここまで遅くなっているわけでございます。そこで、今後については先日8月末に出されました政府の考え方に基づいて、私ども除染の範囲を決めていく必要がございますので、この点についてもなるべく早く除染の範囲を検討して発注の方向で進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

また、焼却炉の問題でございますけれども、焼却炉についてはまだ燃やすものがあるわけでございますので、すぐにやめるわけにはいかないのですが、ただ一方で今の焼却炉の能力全てフル稼働で燃やしているというわけではないというふうに私も認識しております。先ほどの解雇の問題については、そこは確認をさせていただきますけれども、まだ焼却する必要はあると、そのように考えておりますので、先ほど中川室長からご説明しましたように、今後どのぐらいの期間焼却炉を存続させる必要があるのかというところについても検討を進めて、改めてご説明をさせていただければと、このように考えております。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 環境省の除染のほうと解体のほう、リンクする話。ここは、環境省は基本的に除染はしませんよ、そこで2マイクロ以上ありますよ、10メートルも離れないで家屋がありますよ、次に準備宿泊で帰って住んでいますよ、この1棟目解体しましたよといったらどういうことが生じるか予測立っていると思う。バック背負って、こっち側の空間線量は2マイクロまでは上がらなくても1.何マイクロ、10メートルとか15メートルしか離れていなかつたらそのぐらい上がってくる。それは技術職であっても担当の人らは予測立つと思うのだけれども。そういう箇所が発生したときに、解体のほうと除染のほうはどういうふうに対応しますか。

○議長（塙野芳美君） 12番さん、何かよく理解していないようですので、カウントしませんからもう一回説明してください。

○12番（高橋 実君） ここに2マイクロの面が、沼地が、山林がありますと。そこからゼロメートルないし1メートルのところに今度建物がありますと。これは解体物件です。次の家は、横断できるのだよ、これは準備宿泊で帰ってきて今住んで、仮に0.2の線量ですと。これぶつ壊せば2マイクロバック背負うわな。そうすると、1.何マイクロとかとはね上がってくるわね。そういうとき、どういう手だてを解体ないし除染のほうでしますかと。

○議長（塙野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） 今ご指摘のようなことが可能性があるというのは、おっしゃるとおりかなと思います。私どもも今後、今も事後モニタリングをやっておりますが、これは

1回で終わるわけではなくて今後とも引き続き行ってまいりますので、もしそういうところあれば、まずそこで見つかるでしょうというのが1つと、それからそのような大変ご心配な向きがあれば、ぜひまた私どもに言っていただければ、どういうような状況であるのか、現場をよく確認させていただいた上で対応を検討してまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 結局今まで各議員がきょう複数人質問しているやつは、そういうことなの。国のはうは勝手に自分のところで沼地はやりません、何はやりません。そのやらないところに人家があつて、戻った人が農地を作付したりするのに何でやらないのと言っている。そういうところにあなた方来て生活できますかと。やるところはやるようにしてくださいと私らは言っているだけ、早い話が。簡単なこと、難しいこと言っているつもりはありません。わざわざ遮蔽土のう積んでおく、何のためにというの。これ撤廃したらば、何かの手だてしておかなかつたら外す意味ないでしょう。何のための遮蔽土のう。解体したら、遮蔽土のうのかわりの建物がなくなるのだから。解体する前だから、ここで遮蔽効力が発生しているだけだ。もとを正さないと、何もできないということだ。それをやってくださいと言っている。JRしかり、高速道路しかり。13番議員が言っている居住制限と困難区域も同じ。先に人が戻って住むところはやりなさいと。その後にスケジュール組み直して順次やっていけばいいだけの話。そう言われば、一番わかるでしょう、わかりやすいでしょう。ここに人のではないから、これ私の自宅のモニタリングの結果表なのだ。2.35マイクロもあるのだ。JRのバック背負って。うちの会社の方の事務所も同じだ。だから、それと同じ形態にJR線路そばにある町民の人家は同じなのだ。2.35が南へ海に向かっていけばだんだん下がるけれども、決して0.23ではない。だから、現場に入ってきてずっと自分の足で線量計を持ってはかって歩けばいいの。それでないと、総理大臣の言っている来年の4月に5カ月半切っているのですよ。俺は、全部それまでに終わらなくても準備区域と居住制限区域のそういうネックになっているやつは発注して仕事さえ着工して、誰々さんのうちから何メートル行ったな、では、次は1カ月後に自分のところに来るなど、そういう目標立つでしょう、町民も。そういう目標持たせてくださいよ。どうですか。

○議長（塚野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） まず、宅地のすぐ隣にのり面があるというような場合については、そこも現場の状況にもよりますけれども、できるだけ線量を低減するための措置を講ずるわけでございます。ご質問の中にJRのこともございましたが、JRの線路のすぐ脇ののり面に関しては、今JR側とどういうタイミングでそこを除染できるかということを調整しているところでございます。もともとはJR常磐線の開通に間に合わせるということでJR側は考えていたようですが、もともとはJR常磐線の開通に間に合わせるということでJR側は考えていたようですが、しかしそれでは避難指示の解除時期に間に合わないのではないかと、こういうご懸念もありますので、そこはJR側ともう少し早くできないのかどうかというところの調整をしているところでございますので、そこもなるべく早くできるようにこれから努めてまいりたいと思つ

ております。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） それだけ答弁できるのでしょうか、JRの。高速道路も同じ。居住制限と困難区域の50メートルと言っているのも同じ。中身言っているのは、各議員みんな同じなの。JRをこうやってわかって、それでやるように言っているのでしょうかから、あの2つも高速道路と居住制限区域と困難区域も同じく進めてください。今答弁したのだから、あの2本はできない理由はないでしょから、よろしくお願ひしておきます。

終わります。

○議長（塚野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） ありがとうございました。

ご指摘を踏まえてこれから取り組んでまいりたいと思いますけれども、高速道路ののり面のようなところにつきましては、私どももどこが高いのかというところ、いろいろ調べていかなければいけませんが、もし何かまたそういったところ、もしここが高いとか、そういった情報があればそういったこともお受けさせていただければ大変助かりますので、よろしくお願ひいたします。

〔「ちょっといいかい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） はい、どうぞ。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 情報というけれども、質問した宿題も返さない、聞きにも来ないで、今の言葉、そっくり本部長へ返しておくから。前回の前回だって質問して、そうして持っていたやつだって返ってこないし、どこの場所どうだというのは、環境省がわかってこそなのでしょう。そんな、どこどこが放射線量が何ぼあって、5センチのアングルから高速道路の中で5万ベクレルもあるとか、それから民地のほうは9,000ベクレルあるとかという数字教えれば全部やるの。ある程度のデータ、私持っていますからみんないいですよ。環境省の数値ばかりではなくて、厚労省の数字は厚労省の数字で持っているのだから。国の数値だからどれでも全部やるようになるよ。せめて最初に戻る居住地とか耕作地の場所はやってくださいと言っているだけ。それをやった後に、順次やっていってくださいと言っているだけ。難しいこと言っているつもり私はありません。よく自分らで持ち帰った宿題、回答を出さないとか、各工区のデータをしっかり見れば出ているわけですから。よろしくお願ひしておきます。

○議長（塚野芳美君） そのほかござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、町長、あえて発言ありますか。今までのやりとりに関して、町長として何かござりますか。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員それぞれの立場でお話ししていること、私にも十分理解できます。そういう中にあって、環境省がもう少し前向きに富岡町の除染というものに取り組んでいただきたいというのも私の気持ちの一つでございます。と申しますのは、私は困難区域と制限区域、あるいは解除準備区域の際については、夜の森地区が突破口だというふうに考えております。今後これらがどんどん波及してくるものだと思いますので、これらについてもよろしくお願ひをしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件5、除染の進捗についてを終わります。

国関係の皆様には、ありがとうございました。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

休 議 (午後 4時05分)

再 開 (午後 4時08分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、その他に入ります。執行部のほう、何かございますか。

健康福祉課長。

○参考兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、私のほうからお時間をいただきましてふたば医療センター（仮称）の整備についてご説明させていただきます。

お手元の資料、こちらのほうの資料でご説明させていただきます。着座にして説明させていただきます。

説明資料につきましては、県の病院局及び地域医療課が作成いたしましたイメージ案に基づき説明いたしますけれども、訂正箇所が1カ所ございます。イメージ図中央の大塚地区という、大塚が大の字になっておりますので、大変申しわけございません。これは、王様の王という文字にご訂正いただきたいと思います。

それでは、説明させていただきます。先月の9月8日に県の9月補正予算案に係る会見の席上、内堀知事より、二次救急医療施設であるふたば医療センター（仮称）を当町の王塚地区に設置する旨の発表をされたところでございますが、詳しい内容につきましては現在行われております10月18日の県議会議決後となる見込みとなりますことから、先日行われました双葉郡と避難地域の医療等提供体制検討委員会の中間報告から概要を報告させていただきたいと思います。

資料左下の整備目的でございますけれども、避難地域の現状を踏まえまして県が大熊町で病院を再開するまでの間、双葉郡に必要な二次救急医療機関を整備して避難地域の安心を支えるものでございます。整備の概要につきましては、県立医科大学の全面的な支援のもと、県立病院として運営していくものでございます。開院時期は、平成30年4月を目安としております。設置場所は、役場北西側の

町内王塚地区を予定しております。病床数は30床で、救急入院治療も対応可能とする予定でございます。診療内容は、救急、総合診療とし、24時間365日を対応し、在宅復帰を支える医療、地域住民、復興作業員の健康増進支援、緊急被曝医療、人材育成等としての教育、研究機能としての事業展開をしていくものでございます。

施設の概要は、延べ床面積約3,600平米で、鉄骨づくり2階建てでございます。部屋の構成は、診療室、リハビリテーション室、薬局、検査室、エックス線室、CT室などが予定されております。

診療対応や体制につきましては、今後詳しく打ち出されるものと考えておりますけれども、町立のとみおか診療所と緊密な連携を図り、町民が安心して帰還し、生活ができる医療環境づくりのために努めてまいりたいと考えております。今後は、県との協議の中で当町に発生する予算等につきまして協議が必要となり、出てくるものと思いますけれども、次回の臨時議会及び今後の議会への予算を計上させていただく予定でございます。また、当町といたしましては企画課と関係機関と連携を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） ただいまふたば医療センターについての説明が終わりました。質疑ござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、この件につきましては終了いたします。

その他、またございますか。

産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） それでは、富岡町複合商業施設の愛称についてご報告させていただきたいと思います。お手元に資料あると思いますので、ごらんいただきたいと思います。

富岡町複合施設の愛称につきましては、経過説明は後でごらんいただければと思います。7月から募集を開始し、10月6日には選考委員会から町のほうにご報告がございました。その後、上位12作品がございましたが、上のほうから選考していくというルールのもとに商標登録等の調査を行っておりました。実際に報告書で、愛称の募集においては、とみおかさくらモールということだったのですが報告の中で下に大きくさくらモールとみおかとなっていますが、とみおかを逆にしてはどうかというご提案がございました。その後、商標登録並びにご提案者にも確認したところ、それで結構だということになりましたので、今般富岡町複合商業施設の愛称については「さくらモールとみおか」としたいということでご報告申し上げます。

以上です。

○議長（塙野芳美君） ただいまの件につきまして質疑ござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） その他ございますか。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 大変申しわけございません。

お手元に今年度の町民意向調査の結果について、中間報告という形で資料の配付により報告をさせていただきたいと思って配付差し上げました。なお、調査結果速報版につきましては、今月末を目途に公表することと、復興庁で現在取りまとめ作業をしているところでございます。本日お手元資料は若干数字が今後変わることもございますので、中間報告とご理解いただいて見ていていただければと思います。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） ただいまの件につきまして、もう報告ですので、質疑ありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 執行部、そのほかありますか。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 大変申しわけございません。

町政懇談会の開催について、ご報告をさせていただきます。来週月曜日、10月17日に第5回の帰町検討委員会が開催され、本日ご説明をいたしました除染検証委員会の報告の内容を踏まえまして、帰町要件の現状評価が行われる予定となっております。町では、この評価結果を町民にお知らせするため、行政区長会、それから町政懇談会を開催して帰町開始に向けた課題や避難指示解除についての意見を伺ってまいりたいと考えております。開催日時につきましては、区長会を10月31日、町政懇談会につきましては来月5日に東京、12日にいわき市、13日に郡山市ということで開催を予定しております。

なお、詳しくは「広報とみおか」10月お知らせ版に同封して町民の皆様にもお知らせしていく考え方でございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） ただいまの件につきましてもよろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 執行部はもうございませんね。

議員のほうからその他ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午後 4時16分)